

目 次

第 1 号 3月7日（金曜日）

令和6年度下郷町議会3月会議会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
諸般の報告	3
行政報告、町長の施政方針及び提案理由の説明	4
請願・陳情	1 3
議員提出議案第4号 予算特別委員会の設置に関する決議	1 3
日程の追加	1 4
予算特別委員会委員の選任について	1 5
議案第68号 令和7年度下郷町一般会計予算	1 5
議案第69号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計予算	1 5
議案第70号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	1 5
議案第71号 令和7年度下郷町介護保険特別会計予算	1 5
議案第72号 令和7年度下郷町簡易水道事業会計予算	1 5
議案第73号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計予算	1 5
散会	1 6

第 2 号 3月10日（月曜日）

令和6年度下郷町議会3月会議会議録（第2号）	1 7
議事日程第2号	1 8
開議	1 9
一般質問	1 9
渡部 哲君	1 9
星 和志君	2 4
星 邦一君	3 3
休会の件	4 2
散会	4 2

第 3 号 3月17日（月曜日）

令和6年度下郷町議会3月会議会議録（第3号）	4 3
議事日程第3号	4 4
発言の訂正について	4 7
開議	4 7

報告第 1 4 号	専決処分の報告について……………	4 7
	(専決第 5 号 令和 6 年度下郷町一般会計補正予算 (第 1 1 号))	
報告第 1 5 号	専決処分の報告について……………	4 8
	(専決第 6 号 損害賠償の額の決定及び和解について)	
議案第 4 1 号	第 7 次下郷町総合計画基本構想及び基本計画の策定について……………	5 0
議案第 4 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	5 4
議案第 4 3 号	農業委員会委員の任命について……………	5 5
議案第 4 4 号	農業委員会委員の任命について……………	5 5
議案第 4 5 号	農業委員会委員の任命について……………	5 5
議案第 4 6 号	農業委員会委員の任命について……………	5 5
議案第 4 7 号	農業委員会委員の任命について……………	5 5
議案第 4 8 号	農業委員会委員の任命について……………	5 5
議案第 4 9 号	農業委員会委員の任命について……………	5 5
議案第 5 0 号	農業委員会委員の任命について……………	5 5
議案第 5 1 号	農業委員会委員の任命について……………	5 5
議案第 5 2 号	農業委員会委員の任命について……………	5 5
議案第 5 3 号	農業委員会委員の任命について……………	5 5
議案第 5 4 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について……………	5 7
議案第 5 5 号	下郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均 一課税に関する条例の設定について……………	5 9
議案第 5 6 号	下郷町犯罪被害者等支援条例の設定について……………	6 4
議案第 5 7 号	下郷町野外活動施設条例の一部を改正する条例の設定について……………	6 7
議案第 5 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す る条例の設定について……………	6 9
議案第 5 9 号	下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の設定について……………	7 0
議案第 6 0 号	下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の設定について……………	7 1
議案第 6 1 号	下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定について……………	7 3
議案第 6 2 号	下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例の 設定について……………	7 6
議案第 6 3 号	下郷町三彩館 (下郷町農村交流体験施設) 等の指定管理における 指定期間の変更について……………	7 8
議案第 6 4 号	町道の路線変更について……………	8 3
議案第 6 5 号	令和 6 年度下郷町一般会計補正予算 (第 1 2 号) ……………	8 3
議案第 6 6 号	令和 6 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) ……………	8 3
議案第 6 7 号	令和 6 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	8 4
議案第 6 8 号	令和 7 年度下郷町一般会計予算……………	9 1

議案第 6 9 号	令和 7 年度下郷町国民健康保険特別会計予算……………	9 1
議案第 7 0 号	令和 7 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算……………	9 1
議案第 7 1 号	令和 7 年度下郷町介護保険特別会計予算……………	9 1
議案第 7 2 号	令和 7 年度下郷町簡易水道事業会計予算……………	9 1
議案第 7 3 号	令和 7 年度下郷町農業集落排水事業会計予算……………	9 1
議員提出議案第 5 号	下郷町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する 条例の設定について……………	9 3
南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について……………		9 3
日程の追加……………		9 4
請願・陳情……………		9 4
日程の追加……………		9 5
議員提出議案第 6 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について……………	9 6
散会……………		9 7

令和6年度下郷町議会3月会議会議録第1号

招 集 年 月 日	令和7年3月7日			
本会議の日程	令和7年3月7日から3月17日までの11日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和7年3月7日 午前10時00分		議長 湯 田 健 二
	散会	令和7年3月7日 午前11時34分		議長 湯 田 健 二
応 招 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	6 番	小 玉 智 和	7 番	大 竹 浩 治
	8 番	星 和 志	9 番	星 邦 一
	10 番	山名田 久美子	11 番	星 能 哲
	12 番	湯 田 健 二		
欠 席 議 員	5 番	猪 股 謙 喜		
会議録署名議員	4 番	湯 田 純 朗	6 番	小 玉 智 和
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税務課長兼会計管理者	玉 川 清 美	町 民 課 長	星 敦 史
	健康福祉課長	湯 田 浩 光	農 林 課 長	猪 股 朋 弘
	参事兼建設課長	玉 川 武 之	教 育 長	湯 田 嘉 朗
	教 育 次 長	只 浦 孝 行	代表監査委員	五十嵐 浩
	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	玉 川 和 哉		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和 6 年度下郷町議会 3 月会議議事日程（第 1 号）

期日：令和 7 年 3 月 7 日（金）午前 10 時開議

開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

4 番 湯 田 純 朗

6 番 小 玉 智 和

日程第 2 会議日程の報告

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告、町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第 5 請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の陳情

日程第 6 議員提出議案第 4 号 予算特別委員会の設置に関する決議

追加日程第 1 予算特別委員会委員の選任について

追加日程第 2 議案第 68 号 令和 7 年度下郷町一般会計予算
（予算特別委員会付託）

追加日程第 3 議案第 69 号 令和 7 年度下郷町国民健康保険特別会計予算
（予算特別委員会付託）

追加日程第 4 議案第 70 号 令和 7 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
（予算特別委員会付託）

追加日程第 5 議案第 71 号 令和 7 年度下郷町介護保険特別会計予算
（予算特別委員会付託）

追加日程第 6 議案第 72 号 令和 7 年度下郷町簡易水道事業会計予算
（予算特別委員会付託）

追加日程第 7 議案第 73 号 令和 7 年度下郷町農業集落排水事業会計予算
（予算特別委員会付託）

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ちまして、総務課長より発言が求められておりますので、これを許可します。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） おはようございます。

お配りしました資料の中で、重点事業総括表について、誤りが数点ありましたので、開会前に資料の差し替えを行っております。今後このようなことのないようにいたしますので、おわび申し上げます。

○議長（湯田健二君） ご連絡申し上げます。

本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は11名であります。5番、猪股謙喜君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年度下郷町議会3月会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湯田健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、湯田純朗君及び6番、小玉智和君を指名いたします。なお、両君には、今会議の会議録についてのご署名をお願いします。

日程第2 会議日程の報告

○議長（湯田健二君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会において、お手元に配付してあります会議日程表のとおり、本日から3月17日までの11日間にすることで決定されたことを報告いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（湯田健二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に、本年度12月会議から今3月会議までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましても

お手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（湯田健二君） これで諸般の報告を終わります。

日程第４ 行政報告、町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（湯田健二君） 日程第４、行政報告、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から行政報告、施政方針及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に関わる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 本日、ここに令和６年度下郷町議会３月会議の開催に当たり、議員各位におかれましてはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、報告２件、議案３３件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、秋の叙勲において、元副分団長の小山高行氏が瑞宝単光章を受章されております。これまでのご功績、ご労苦に対し、深甚なる敬意を表するとともに、衷心よりお祝いを申し上げます。今後ともその豊かな経験を生かし、地域防災活動はもとより、地域振興にお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、去る２月上旬、発達した低気圧の影響で日本各地は記録的な大雪に見舞われました。この大雪により２月１２日現在、８都道府県で死者が１２名と報道され、うち県内においては２名の方が亡くなっております。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様ができるだけ早く平穏な生活に戻られますようお祈りを申し上げます。

本町におきましても２月５日から数日間にわたり大雪となり、２月８日付で「下郷町豪雪対策本部」を設置し、町内の被害状況の確認や道路状況及び町内施設の巡視などを行い、雪害への対応を検討したところです。除雪中のけがや、パイプハウス倒壊など農業用施設の被害が確認されたことは残念ではありましたが、町民の生命への被害がなかったことは、不幸中の幸いでありました。今年度は、例年と比較しても降雪量が多く、引き続き降雪の対応に注意してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

さて、提案理由の説明に先立ちまして、社会情勢等の動向及び新年度に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、内閣府が２月１９日に公表した２月の月例経済報告によりますと、景気は一部足踏みも見られるが、緩やかに回復している。先行きに関しては、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があると分析しております。

次に、日本銀行福島支店が2月18日に発表した2月の福島県金融経済概況によりますと、経済情勢分析における県内景気は足踏み状態にあり、先行きに関しても一部に弱めの動きが見られるものの、緩やかに持ち直している。最終需要の動向を見ると、個人消費はおおむね横ばいの動きとなっている。住宅投資は減少し、設備投資は緩やかに持ち直している。雇用・所得環境は、求人に弱めの動きが見られているものの、所得面を中心に緩やかに改善している。先行きについては、物価上昇の個人消費への影響、海外経済の動向が生活に与える影響、雇用・所得の動向に注意していく必要があると分析しております。

令和6年は、日本経済にとって前向きな変化が多く見られた年でありました。平成3年以来、33年ぶりの高い水準となる賃上げ、過去最大規模となる設備投資、過去最高を更新した企業収益、バブル期水準を取り戻した株価など多くの動きがあり、過去30年続いてきたデフレから脱却するチャンスを迎えており、投資や賃金が抑制される「コストカット型経済」から、民需主導型の「成長型経済」へと移行しようとしております。経済の転換期を迎え、先行きが不透明な中、予算編成に当たり慎重な対応が求められています。

このような状況の中、国の令和7年度予算案では、一般会計の総額は社会保障費の増加、防衛費の拡充、物価高騰対策等が織り込まれ、過去最大規模の115兆5,415億円となりました。財政規模が大きくなるのに合わせ、国債の発行残高の比重も高まっており、社会保障費と公債費の比重が歳出の過半を占め、財政の硬直化が進む状況となっております。

次に、福島県の令和7年度予算案でございますが、前年度比437億円増の1兆2,818億円となっております。来年度は第2期復興・創生期間の最終年度に当たるため、復興を加速させる予算を確保し、その上で急激な人口減少、防災力強化などの重要課題にも対応した形となっており、「復興再生」と「地方創生」を意識した予算編成となっております。

本町としましても、今後とも皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、これら国、県等の動向を十分注視し、行財政の運営に努めてまいり所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、町関連の動向でございますが、1月5日、町役場で町消防団並びに婦人消防隊の出初式・無火災祈願祭が開かれ、消防団員や婦人消防隊員などが出席しました。殉職消防団に対する黙祷を行った後、高倉神社、長沼秀徳宮司による無火災祈願祭が執り行われました。参加者は、気持ちを新たに今年一年の無火災を祈願しました。

2月に入り、2月8日から9日にかけて、大内地区で第39回大内宿雪まつりが盛大に開催されました。大内宿雪まつり実行委員会の主催。2日間で約1万人が来場し、東洋大学の学生がボランティアとして参加し、イベント運営をサポートしました。今年は、豪雪による来場者の減少が心配されていましたが、雪化粧された宿場町を一目見ようと多くの人々が訪れ、大川溪流太鼓保存会の演奏や會舞道郷人によるよさこい演舞では、来場者も飛び入り参加し、会場を盛り上げていました。

次に、町文化スポーツ振興表彰式が3月2日、町役場において執り行われました。町教育委員会の主催で行われ、文化・スポーツ振興に貢献された11名、4団体が受賞されました。今年度は例年になく受賞者が多く、特に団体スポーツの活躍が目を引きました。受賞者のこれまでの努力に敬意を表するとともに、今後ますますのご活躍を期待申し上げます。

さて、本町財政を取り巻く環境と今後の見通しでございますが、一部事務組合における施設整備事業負担金の増大、また物価高騰による経常経費の増嵩が懸念される状況において、前年度比2.7%増の49億9,500万円での予算規模となっております。相対的な地方税の減収が見込まれる中、予算編成におきましては、経常経費の抑制や財源確保を心がけ、持続可能な財政運営を念頭に取り組んできたところであります。

それでは、本3月会議に上程しております「第7次下郷町総合計画」の基本目標に沿って重点事業のご説明を申し上げます。1つ目の豊かな心を育む文化のまち（教育文化）でございますが、全体では2億722万2,000円を計上しております。その内訳につきましては、地域子育て支援センター事業、子宝祝金など、子ども・子育て支援策の充実関係予算に1億350万3,000円を、基礎学力向上事業、学校給食費補助事業など、学力向上の推進関係予算に6,184万5,000円を、生涯学習推進事業、市町村対抗駅伝出場助成金など、生涯学習・スポーツの推進関係予算に1,874万円を、大内宿保存整備事業の文化財の保存と活用事業関係予算に2,313万4,000円をそれぞれ配分したものであります。

2つ目の活力あるまち（活力創造）であります。全体では4億1,207万5,000円を計上しております。その内訳でございますが、下郷町観光公社運営補助金、観光資源環境整備事業など、満足度の高い魅力ある観光地づくり関係予算に6,242万円を、下郷町農業再生協議会補助金、農林業施設に係る緊急自然災害防止対策事業など、農林業の振興関係予算に3億2,320万2,000円を、ポイントカード事業、企業支援事業など、商工業の活性化関連予算に1,043万5,000円を、住宅取得支援事業、クラインガルテン下郷運営事業など、移住の推進と関係人口の拡大関係予算に1,601万8,000円をそれぞれ配分したものであります。

3つ目の健やかに暮らせるまち（健康福祉）でございますが、全体では2億4,368万4,000円を計上しております。その内訳でございますが、各種検診の負担軽減事業、各種予防接種の負担軽減事業など、健康の保持増進関係予算に4,413万円を、高齢者タクシー助成事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業など、高齢者福祉の充実関係予算に2,465万7,000円を、地域生活支援事業、障害者自立支援給付費など、障がい者福祉の充実と地域福祉の増進関係予算に1億7,489万7,000円をそれぞれ配分したものであります。

4つ目の住み続けたいまち（生活環境）でございますが、全体では4億6,676万9,000円を計上しております。その内訳でございますが、社会資本整備総合交付金事業、生活バス路線の確保事業など、道路・公共交通の整備関係予算に3億3,532万6,000円を、消防出張所・分遣所庁舎整備事業広域負担金など、安全・安心な地域づくりの推進関係予算に5,770万9,000円を、刈合団地改修工事、大川ふるさと公園整備事業など、住みよい生

活環境づくりの推進関係予算に7,373万4,000円をそれぞれ配分したものであります。

5つ目のみんなでつくるまち（協働推進）でございますが、全体では1,214万円を計上しております。その内訳でございますが、町制施行70周年事業、集落機能維持支援事業など、新しいまちづくり関係予算にそれぞれ配分したものであります。

以上、ご説明申し上げました各事業を令和7年度の重点事業として、予算の編成をさせていただいたところであります。新たな計画における将来像「魅力あふれる未来へつながるまち下郷」を目指してまいる所存でございますので、皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本会議にご提案申し上げます報告2件、議案33件についてご説明申し上げます。報告第14号 専決処分の報告について（専決第5号 令和6年度一般会計補正予算（第11号））でございますが、本年1月以降の降雪により、土木費、道路維持費において見込額の精査により、除雪委託料9,964万4,000円を増額し、予備費において収支の調整をするものでございます。以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第15号 専決処分の報告について（専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、本件につきましては、令和6年8月6日、沢田字下沢田地内において、町道檜原桃曾根線道路脇側溝の経年劣化により発生した自動車損害事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

議案第41号 第7次下郷町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてでございますが、第6次下郷町総合計画の計画期間が令和6年度で終了するため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第7次下郷町総合計画基本構想及び基本計画の策定に当たり、下郷町議会基本条例第9条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現委員のうち星力氏の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、ご提案を申し上げます。星氏におかれましては、平成31年4月1日から現在まで2期6年にわたり、その職務を全うしてこられ、誠実で信望も厚く、本町固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、議会の同意をお願いするものであります。

議案第43号から議案第53号までは、農業委員会委員の任命についてでございます。現委員の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、ご提案を申し上げます。議案第43号でご提案申し上げます方は、下郷町大字豊成字檜原2410番地、湯田慶司氏。

議案第44号でご提案申し上げます方は、下郷町大字栄富字居平戊776番地、佐々木孝徳氏。

議案第45号でご提案申し上げます方は、下郷町大字中山字上平29番地、加藤浩一氏。

議案第46号でご提案申し上げます方は、下郷町大字落合字築地558番地、渡部勉氏。

議案第47号でご提案申し上げます方は、下郷町大字音金字風除林附1380番地、弓田健一氏。

議案第48号でご提案申し上げます方は、下郷町大字合川字居平甲192番地、佐藤秀明氏。

議案第49号でご提案申し上げます方は、下郷町大字湯野上字居平乙729番地、星久男氏。

議案第50号でご提案申し上げます方は、下郷町大字湯野上字五百地乙193番地ヲ、横田明央氏。

議案第51号でご提案申し上げます方は、下郷町大字高隣字下居平乙770番地、五十嵐傳氏。

議案第52号でご提案申し上げます方は、下郷町大字豊成字中前6022番地、渡部勇一氏。

議案第53号でご提案申し上げます方は、下郷町大字豊成字林中6090番地13、星望氏であります。

以上、11名の方々につきましては、下郷町農業委員候補者評価委員会の審査をもってご提案申し上げるもので、本町の農業委員会委員として適任と考え、議会の同意をお願いするものであります。

議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、改正をお願いするものであります。改正の概要でございますが、3級以上の初号の給与月額を引き上げ、昇格による給与上昇を基本とする仕組みへ見直しを行い、その他、各種手当等についても見直しを実施し、包括的な給与制度の見直しを実施するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第55号 下郷町地方活力向上地域における固定資産税課税免除及び不均一課税に関する条例の設定についてでございますが、福島県が国の認定を受け策定した地域再生計画に基づき、東京23区などから本社機能を移転または拡充を行う事業者に対し、固定資産税の特例等の支援措置を講ずるため、ご提案申し上げますものでございます。

議案第56号 下郷町犯罪被害者等支援条例の設定についてでございますが、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の早期の回復や生活再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現のため、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めるため、ご提案申し上げますものでございます。

議案第57号 下郷町野外活動施設条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、下郷町野外活動施設、養鱒公園いこいの広場で使用しているゴーカートの使用料金について、使用料金の引上げを行い、現下の燃料費の高騰等に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてでございますが、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行され、刑の種類のうち主刑である懲役及び禁錮が拘禁刑へと統合されることに伴い、職員の給与に関する条例、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、下郷町議会の個人情報の保護に関する条例について、所要の改正を行うものでございま

す。

議案第59号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、当該法令を準用している福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正されたことを踏まえ、対象児童について文言を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第60号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」でございますが、こども未来戦略に基づき、家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が制定され、保育所等における満4歳以上児等の職員配置の最低基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第61号 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定について」でございますが、本町水道事業の効率的な経営体制の確立を図ることを目的に、中山簡易水道事業、小出簡易水道事業、湯野上水道事業、水門簡易水道事業、大内簡易水道事業の5つの水道事業を廃止し、下郷町統合簡易水道事業へ統合し、下郷町水道事業の名称を下郷町簡易水道事業に変更するとともに、給水区域及び計画給水人口等について、所要の改正を行うものでございます。

議案第62号 下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、夜間照明施設利用者の実情に合わせた用途区分及び時間単位への見直しを行うことにより、利用者の利便性の向上を図ることを目的に所要の改正を行うものでございます。

議案第63号 下郷町三彩館（下郷町農村交流体験施設）等の指定管理における指定期間の変更についてでございますが、令和5年度3月会議においてご議決賜りました一般財団法人下郷町観光公社を指定管理者とした下郷町三彩館、中山花の郷公園、大内宿食の館の3施設について、指定期間の変更をたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号 町道の路線変更についてでございますが、町道芦ノ原後山2号線につきまして、芦ノ原地区営農飲雑用水整備事業（県営）に伴い、道路台帳を精査したところ、終点、延長等に差異が生じたため、町道を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第12号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ1,927万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億8,037万6,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、今後の事業に備えた基金積立金の計上、その他事業の完了や額の確定等に伴い、今後の執行見込みを精査し、予算の整理を行うものであります。

それでは、歳入の主なものからご説明を申し上げます。地方交付税でございますが、令和6年度普通交付税の再算定に伴う追加交付決定により7,827万7,000円を増額するものでございます。

国庫支出金でございますが、額の確定等により予算の整理を行うもので、合計で

8,706万9,000円を減額するものでございます。土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金を3,845万9,000円、防災安全交付金事業国庫補助金を2,491万3,000円、道路メンテナンス事業国庫補助金を2,199万4,000円それぞれ減額しております。

県支出金でございますが、額の確定等により、合計で1,122万6,000円を減額するものでございます。民生費県負担金では、国民健康保険基盤安定負担金を230万1,000円減額しております。総務費県補助金では、地域創生総合支援事業補助金を249万1,000円、ふくしま移住支援金給付事業補助金を150万円それぞれ減額しております。農林水産業費県補助金では、農業委員会補助金を120万2,000円減額しております。土木費県補助金では、福島県空き家対策総合支援事業補助金を150万円減額しております。

繰入金につきましては、合計で210万円を減額するもので、事業費の精査により、ふるさと創生基金及び生活環境設備基金からの繰入金等の整理を行っております。

諸収入につきましては、合計で184万2,000円を増額するものでございます。雑入において、南会津地域の恵み安全対策協議会解散に伴う分配金を192万1,000円計上しております。

次に、歳出の主な補正についてご説明申し上げます。総務費でございますが、合計で1億5,452万3,000円を増額するものでございます。企画費におきまして、見込額の精査により企業支援事業補助金を124万円、住宅取得支援事業補助金を130万円、空き家対策総合支援事業補助金を150万円、下郷町移住支援金を200万円それぞれ減額しております。財政調整基金積立金につきましては、歳入でご説明申し上げました普通交付税再算定に伴う追加交付額のうち、臨時財政対策債償還基金費1,841万9,000円を、国が示す取扱いに基づき同基金へ積み立てるものでございます。公共施設等整備基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるための積立金を1億5,000万円増額するものでございます。

民生費でございますが、合計で660万7,000円を減額するもので、額の確定等により、社会福祉総務費におきまして、国民健康保険特別会計繰出金を381万5,000円、老人福祉費では後期高齢者医療特別会計繰出金を159万2,000円それぞれ減額いたしております。児童福祉総務費におきましては、見込額の精査により出産・子育て応援交付金を120万円減額しております。

衛生費でございますが、合計で208万4,000円を減額するもので、清掃総務費におきましては、見込額の精査により合併処理浄化槽設置整備事業補助金を196万2,000円減額しております。

農林水産業費でございますが、事業費の確定等により、合計で761万8,000円を減額するもので、農業振興費におきまして、見込額の精査により農用地利用集積事業補助金を245万3,000円減額しております。農地費におきましては、芦ノ原地区営農飲雑用水施設に係る県事業の工事完了が遅れたことなどから水質検査手数料141万7,000円を減額し、額の確定により多面的機能支払交付金負担金を111万4,000円減額しております。治山林道費では、測量調査範囲の増加により、大内地内における林道専用道整備に係る県営事

業負担金24万4,000円を増額計上しております。

商工費でございますが、合計で375万円を減額するもので、商工振興費におきまして、額の確定等により公庫・協同組合資金融資利子補給金を136万2,000円、小規模店舗等持続化支援事業補助金を118万8,000円それぞれ減額しております。観光費では、見込額の精査により、観光協会補助金を100万円減額しております。

土木費でございますが、合計で8,027万8,000円を減額するもので、道路新設改良費において、見込額の精査により、歳入でご説明申し上げました社会資本整備総合交付金事業国庫補助金を活用した補助事業及び町単独事業に係る委託料、工事請負費等の経費を合わせまして7,607万円を減額しております。住宅管理費におきましては、下中平団地改修等に係る工事請負費を274万8,000円減額しております。

消防費でございますが、合計で240万2,000円を減額するもので、非常備消防費におきまして、南会津地方広域市町村圏組合における出張所庁舎整備等に係る負担金を入札請差等により176万1,000円減額しております。

教育費でございますが、合計で724万6,000円を減額するもので、教育振興費におきましては、見込額の精査により児童生徒通学費補助金を小中学校合わせまして190万円減額しております。語学指導事業費では、南会津地方広域市町村圏組合における外国語指導助手配置事業の廃止により、負担金を329万2,000円減額しております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を減額し、整理を行っております。

繰越明許費でございますが、緊急自然災害防止対策事業（農業水利防災）、林道改良事業（林道大峠線）、がんばろ一下郷町ファイト商品券事業、物価高騰対応重点支援プレミアム商品券事業の4事業につきましては、事業の進捗状況等により、その完了が翌年度にわたる見込みとなるため、繰越明許費を設定し、令和7年度に繰り越すものでございます。

議案第66号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ381万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,309万9,000円とするものでございます。補正の概要でございますが、歳入につきましては、主に保険基盤安定繰入金等の額の確定により整理するものです。歳出につきましては、総務費における事業の完了による予算の整理及び歳入の補正に伴う財源内訳の補正を行い、予備費により収支の調整をするものでございます。

議案第67号 令和6年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ360万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,976万8,000円とするものでございます。補正の概要でございますが、歳入におきましては、後期高齢者医療保険料の収入見込額の精査による増額計上、保険基盤安定繰入金等の確定及び福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金の決定により、それぞれ予算を整理し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付費を増額し、予備費により収支の調整を行うものでございます。

議案第68号から議案第73号までの6件につきましては、令和7年度の当初予算のご提案を申し上げます。議案第68号 令和7年度下郷町一般会計予算でござ

いますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億9,500万円とするもので、前年度当初予算と比較し1億3,200万円、2.7%増加したものとなっております。その概要を前年度当初予算と比較し、ご説明を申し上げますと、初めに歳入でございますが、町税につきましては9億4,695万4,000円を計上し、固定資産税の減などにより前年度と比較しますと1,369万1,000円、1.4%減少したものとなっております。

地方譲与税につきましては1億565万8,000円を計上し、森林環境譲与税の増により前年度と比較しますと142万2,000円、1.4%増加したものとなっております。

地方消費税交付金につきましては1億3,767万6,000円を計上し、前年度と比較しますと1,092万円、8.6%増加したものとなっております。

地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税を合わせて21億円を見込み、前年度と比較しますと1億円、5.0%増加したものとなっております。

国庫支出金につきましては3億7,432万9,000円を計上し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や防災安全交付金事業国庫補助金などの減により、前年度と比較しますと9,261万3,000円、19.8%減少したものとなっております。

県支出金につきましては2億8,322万4,000円を計上し、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金や参議院議員通常選挙委託金などの増により、前年度と比較しますと2,616万5,000円、10.2%増加したものとなっております。

繰入金につきましては、全体で4億2,074万2,000円を計上し、前年度と比較しますと4,394万円、11.7%増加したものとなっております。このうち基金繰入金については4億1,834万円を計上し、財政調整基金繰入金の増などにより、前年度と比較し4,394万円、11.7%増加したものとなっております。

町債につきましては4億1,430万円を計上し、過疎対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債の増などにより、前年度と比較しますと4,410万円、11.9%増加したものとなっております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては8億5,156万円を計上し、自治体システムの標準化関連経費や参議院議員通常選挙及び町長選挙の執行に要する経費などにより、前年度と比較しますと9,761万1,000円、12.9%増加したものとなっております。

民生費につきましては9億6,939万6,000円を計上し、介護保険特別会計繰出金や児童手当など増額の要因があるものの、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業に係る経費の減などにより、前年度と比較しますと3,050万3,000円、3.1%減少したものとなっております。

衛生費につきましては5億4,467万3,000円を計上し、新型コロナを含む各種予防接種委託料や南会津地方広域市町村圏組合における施設整備事業負担金の増などにより、前年度と比較しますと8,584万9,000円、18.7%増加したものとなっております。

労働費につきましては567万1,000円を計上し、野外活動施設遊具新設工事の減などにより、前年度と比較しますと405万3,000円、41.7%減少したものとなっております。

農林水産業費につきましては5億2,793万6,000円を計上し、農業施設に係る緊急自然災害防止対策事業や長寿命化事業等の増、農業集落排水事業会計繰出金の増などにより、

前年度と比較しますと6,551万9,000円、14.2%増加したのとなっております。

土木費につきましては5億7,183万9,000円を計上し、雪寒機械整備事業、橋梁補修事業、下中平団地改修事業に要する経費の減などにより、前年度と比較しますと9,147万1,000円、13.8%減少したのとなっております。

消防費につきましては3億2,924万1,000円を計上し、消防広報車の更新に係る備品購入費の増などにより、前年度と比較しますと569万9,000円、1.8%増加したのとなっております。

議案第69号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,074万9,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して5,430万8,000円、7.6%減少したのとなっております。

議案第70号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億381万8,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して798万7,000円、8.3%増加したのとなっております。

議案第71号 令和7年度介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,842万5,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して4,512万円、4.9%増加したのとなっております。

議案第72号 令和7年度下郷町簡易水道事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出を合わせた予算額を3億2,839万4,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して1,973万1,000円、6.4%増加したのとなっております。

議案第73号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出を合わせた予算額を5,042万5,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して1,151万1,000円、29.6%増加したのとなっております。

以上、報告2件、議案33件の概要についてご説明申し上げました。慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

日程第5 請願・陳情

○議長（湯田健二君） 日程第5、請願・陳情を議題とします。

この際、陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を議題とします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第91条及び第94条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第6 議員提出議案第4号 予算特別委員会の設置に関する決議

○議長（湯田健二君） 日程第6、議員提出議案第4号 予算特別委員会の設置に関する決

議の件を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第4号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（湯田健二君） お諮りします。

ただいま予算特別委員会の設置に関する決議が可決されましたので、予算特別委員会委員の選任について、議案第68号 令和7年度下郷町一般会計予算、議案第69号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第70号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第71号 令和7年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第72号 令和7年度下郷町簡易水道事業会計予算、議案第73号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計予算の7件を去る2月28日開催の議会運営委員会で協議された議事日程に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第１ 予算特別委員会委員の選任について

○議長（湯田健二君） 追加日程第１、予算特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りします。予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第５条第４項の規定により、議長を除く議員全員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く議員全員を選任することに決定しました。

暫時休憩し、予算特別委員会の構成等をご協議願いたいと存じますので、予算特別委員会の委員の方々は302会議室にご参集願います。

暫時休憩いたします。（午前１１時００分）

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午前１１時３０分）

予算特別委員会の構成等をご協議願いましたところ、委員会条例第６条第２項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長よりご報告をさせていただきます。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） それでは、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長に湯田純朗君、副委員長に山名田久美子君が選出されましたことをご報告申し上げます。

○議長（湯田健二君） 予算特別委員会の構成はさよう決定いたしました。

追加日程第２ 議案第６８号 令和７年度下郷町一般会計予算

追加日程第３ 議案第６９号 令和７年度下郷町国民健康保険特別会計予算

追加日程第４ 議案第７０号 令和７年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

追加日程第５ 議案第７１号 令和７年度下郷町介護保険特別会計予算

追加日程第６ 議案第７２号 令和７年度下郷町簡易水道事業会計予算

追加日程第７ 議案第７３号 令和７年度下郷町農業集落排水事業会計予算

○議長（湯田健二君） この際、追加日程第２、議案第68号 令和７年度下郷町一般会計予算から、追加日程第７、議案第73号 令和７年度下郷町農業集落排水事業会計予算までの６件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、今会期中に予算特別委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第39条第３項の規定により、議案の説明を省略することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認め、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案説明の省略が決定され、議案の質疑についても予算特別委員会に付託の後、詳細に行いますので、これからの質疑は先ほど町長が行いました提案理由の説明の内容について行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、議案第68号 令和7年度下郷町一般会計予算から議案第73号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査願いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 令和7年度下郷町一般会計予算から議案第73号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は3月10日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会いたします。（午前11時34分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月7日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和6年度下郷町議会3月会議会議録第2号

招 集 年 月 日	令和7年3月7日			
本会議の日程	令和7年3月7日から3月17日までの11日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和7年3月10日 午前10時00分		議長 湯 田 健 二
	散会	令和7年3月10日 午後 0時03分		議長 湯 田 健 二
応 招 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	4 番	湯 田 純 朗	6 番	小 玉 智 和
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税務課長兼会計管理者	玉 川 清 美	町 民 課 長	星 敦 史
	健康福祉課長	湯 田 浩 光	農 林 課 長	猪 股 朋 弘
	参事兼建設課長	玉 川 武 之	教 育 課 長	湯 田 嘉 朗
	教 育 次 長	只 浦 孝 行	代表監査委員	五十嵐 浩
	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	玉 川 和 哉		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和 6 年度下郷町議会 3 月会議議事日程（第 2 号）

期日：令和 7 年 3 月 1 0 日（月）午前 1 0 時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
日程第	2	休会の件
散	会	

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（湯田健二君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 皆様、おはようございます。一般質問通告に基づき、自主財源の確保についてということで、下郷町長さんに質問したいと思います。

昨今の下郷町の人口形態は、今現在で2025年に大体4,800人ぐらいで、25年後には2,300人ぐらい。約半減してしまうというある調査結果が出ているようで、普通に考えてみても、3,000人ぐらいの人口になれば、町の経済は回らなくなり、非常に厳しい状態に突入すると懸念されるわけです。バブルに沸いた30年ぐらい前までは、我が町は、いま1万人の盆踊りと活気に満ちあふれ、経済も潤い、人々の生活に対する張りがあり、夢が持てた時代でした。以前は、電源開発下郷発電所から上がる固定資産税を含めて自主財源が5割から6割ぐらいあって、町の財政は余裕があったらしいとのことですが、現在は国や県に交付税依存体質ということで、7割依存財源体質となり、3割自治体となってしまっている状況です。今後の自主財源の見通しについて、町長さんにお伺いしたいと思います。

また、町長さんが最初の選挙に立候補されたときの公約は、工業団地を造り、法人税を増やして、町の活性化につなげたいと立候補をなされたのを鮮明に覚えています。当時は、何とすばらしい構想の持ち主かと思っていました。それが、今もってインパクトのある行政ができていないのが残念でなりません。昨今の町の衰退は、国や県などの外部要因はもちろんありますが、内部の要因が顕著だと思われます。我が町は、もっと10年先、20年先を見据えた積極的な行政を行わなければ、衰退の道をたどりかねないと危惧いたします。最後に、町長さんの町の発展に対するご存念をお伺いしたいと思えます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 自主財源の確保について、1番、渡部哲議員のご質問にお答えします。

自主財源の確保についてでございますが、議員おただしのとおり、大川ダム関連の大規模償却資産が大きく減収に反映された平成元年度決算におきましては、それまで20%

台で推移してきた自主財源の割合が49.3%までに大幅に上昇し、それまでの本町財政においては例を見ない大きな転換を迎えることとなりました。それ以降は、資産の償却の進行とともに徐々に減少し、直近の令和5年度決算におきましては、自主財源割合は31.3%という状況になっております。また、固定資産税以外の住民税などを含めた町税全体の収入につきましては減収傾向が続いておりますが、人口減少が進行する中で、この状況は今後も一定程度続くものと推測されます。

税収をはじめとする自主財源の確保につきましては、常に財政運営上の課題の一つであります。町では、地方交付税をはじめとする国からの地方財政措置を活用しながら、これまでも健全財政の堅持に努めてきたところでございます。町の発展と自主財源の確保は一体をなすものであり、その考え方の下に本3月議会に上程しております第7次下郷町総合計画がつくられておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 今の答弁に対して再質問させていただきます。

最初からもうそういうふうに諦めているような消極的な考えでは。今日本の国全体がそういう傾向にあるということで、少子高齢化、地方がだんだん消滅していくような感じになっている、報道では。それで、その波にのみ込まれないように、町独自の考えで、もうちょっと産業とか、そういうものを興していくような積極的な行政を行ってもらいたいと思っているところです。そういったことに対して、町長さんの前向きな姿勢というか、そういったところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 一般質問の質問事項についての再質問だけ、再々質問、それはいいのです。しかし、1番、渡部哲議員の再質問の関係は、この自主財源確保についての質疑をしているわけですから、それに伴うもの、今後こういうことをしていきましょうという前に、この自主財源の確保についての議論をしていかないと。あとは私の公約だとか、町の重要事業だとか、そういうもので聞いていただければ一番いいのですけれども、私も町長になって11年と6か月、もうなるのです。そして、その中の1回目の工業関係の企業関係の誘致については推進していきますというのを書いてあります。見ると分かるのですけれども。ですから、ずっと継続していくわけです、それが。だから、積極的に産業を興してくださいということも当然そうです。

それから、存念についてという最後の言葉ですけれども、その存念についても議論するわけにもいきません。主の財源の確保についてだから。それは理解して。ただ、3次質問、4次質問で質問されるのならば、その考えは述べたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 渡部哲君。

○1番（渡部哲君） まず、私ら議員が一般質問しているとき、いつも思うことなのですから、財政的に厳しいという言葉で、我々はもうそれ以上、質問のしようがないとい

うことで、今回こういう自主財源とか、ある程度財政が余裕あるようなまちづくりをしてもらえば、そこからいろいろ派生して、いろいろ町の発展につながるようなことができると思うので。我々も、議員の人たちはやっぱり一般町民から、やはりいつもそういうことに責められているということなので、やはり町に対しての要望というか、町民の言葉を代表して、そういう自分たちの子供がやっぱり地元に残って、要するに働く雇用の環境をつくってもらいたいとか、そういったことを我々いつも町民から言われているので、そのために一応ある程度財源の余裕、自主財源とかそういったものの余裕を持ってそういうものを、工業団地とかそういう雇用の場をつくってもらいたいということで質問しているわけなのですけれども。お願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 財源を余裕を持って、そして雇用の場をつくってほしいと、それが町民から言われているというようなことの発言だと思いますけれども、まず1番議員、渡部哲議員さんも9月の決算議会を承認していただいているわけです。そうすると、その決算状況を見ていただければ分かりますけれども、余裕はないということは言わないです。健全財政を堅持しますというのが私の当選以降の考え方です。

それから、公共事業債、これは決算状況見てもらえば分かりますけれども、合計で借入金、これ5年度です。5年度の決算、3億6,526万6,000円借りて、残金、償還する金額は37億3,500万3,000円という状況。これを何とか健全財政に持っていこうという考えでやっているわけですから、ほかの町村と比べますと、財務省財務局で言っていることの、自主的な考えの数字でいうと、下郷町は異常なし。6.1%の数字が……実質公債費比率、これが6.1%。ですから、これが10以上になるとちょっと危ないということなのですけれども、そういう状況の中で、その雇用すべき状況の工業団地だとか、移住定住の関係の団地だろうということを進めるということについては、なかなかこれは財源的に措置ができればやれるのですけれども、そういうことの措置ができないままずっと来ている。それはなぜかという、過疎債、あるいは現債を借る場合には、やっぱり計画書を作って借りるということになりますから、それを計画したものを先に進んでいくということが一番今の町政にとって必要なと思っていますので、理解いただければと思います。

存念については、まず健全財政が第一番です。今後の下郷町における考え方については、健全財政を堅持していくということが未来の下郷町にとって一番いいということですから、あまりにも借金をしないようにやっていくと。公共事業をやっていくと、やっぱり長期にわたって返済が続いていくということになれば、そのほかの経常経費が支出できなくなってしまうというおそれが出てきますので、ぜひその辺を理解しながら、議員さん方と協議してきて、やはりこういうべきだと。要するに、湯野上バイパスの完成。完成のときには、そうした構想を持てると。青写真を持っているということに私は考えております。

それから、新道の建設について。新道、それも過疎債でやる。過疎債、そこにまた、

先ほど5年の返済額だった。足されてくるわけ。プラスされて、返済額が増えてくるということです。ですけれども、会津縦貫4工区、5工区の開通を見込んだ企業と移住定住のための団地整備を計画するという青写真を描いていかなければならない。ですから、私の公約していることも、それは推進しますという言葉ですから、諦めないでそれやってみていくと。ただし、今必要なものは早めに整備していくということが私の考えでございますので、お願いしたいと思います。

あと、少子高齢化対策、それから交流人口の増対策というものをしっかりと進めておいて、そして次のステップに向けて町政を執行していくということの考えでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 今国のほうでもプライマリーバランスの健全化、町も同じことだと思うのですけれども、余分な借金はないで、その中で賄ってやっていくという発想だと思うのですけれども、あまりそういう慎重にし過ぎると人口が減って高齢化は、活力がもう、内部の活力がなくなっていくというのが、今我々町に住んで肌で感じるわけなのです。だから、あまりにもそういう慎重になり過ぎるのも、あれだと思うのです。だから、何か新しいことをいろいろ、町長さんはいろいろ勉強していると思うので、これからの産業というか、そういうことを念頭に置いて、積極的な行政を行ってもらいたいと思いますので、お願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 最初の質問とずっとこう回ってきているのですが、1番、渡部哲議員の質問という形でいろいろなことをおっしゃっていますので、それはお答えしますけれども、要するに最初に言った健全財政を堅持していくということは現在やっているわけですが、今一部組合だとか、そういう部分の建物、そういうものがかかってくるのです、これから。そうすると、そこの起債、緊急防災で起債しているのだが、ちょっと率がいいのですけれども、そういうことが先、生活環境は先にやらないと、次のステップに移ることができない。次のステップに移ると、財政が破綻してしまう。そうなっては町民に申し訳ないでしょう。将来負担増が10%もあるという、新聞に出た町村があるでしょう。そうになっては終わりなのです。だから、そういう生活に必要な、そういう一部組合の事業や道路を造ることによって、それで湯野上バイパスが完成したときの青写真を立てて、そしてそういうもので進んでいくということが大切ですから、ご理解ください。

今後、議員の皆様と話し合って、そうした青写真を計画をつくっていくことが一番大切です。まずは生活環境をよくすること、それが第一歩です。町がみんな、町民の皆さんが望んでいることは確かですけれども、そこには財源措置というのは必要です。財源支出は、自主財源は31.何ぼって言ったでしょう。あとは、69.何ぼは国からの借金なのです。起債なのです。そうすると、それを返していかなければならない。3億何ぼも返していくのは、先ほど私説明したように、そういうことの多くなってしまうと、財

政が健全化されないということが私の理由ですから、積極的でないのです。そうした形を取って行って、初めて町をよくするように考えなければならない。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1 番、渡部哲君。

○1 番（渡部哲君） 今の新聞では、報道では、隣の南会津町の、もう結構借金で苦しんでいるという報道を耳にしますが、そうなってしまっただけであれだが……

○議長（湯田健二君） 1 番、渡部哲君、通告書に基づいて。

○1 番（渡部哲君） だから、一応そのための自主財源ということで私は質問しているわけなんですけれども。隣町みたいになっては町民に申し訳ないという、そんな感じだと思うんですけれども、やはり、でもあまりにも消極的だと思うのだ。だから、いろいろつくって税収を上げていくという方法も、税収を上げて自主財源をつくっていく方法も、また一つの手だと思うので。そういう、何かあまりにも消極的ではないかと思うのです。考え方が違うといえればそれまでなんですけれども。どこまで行っても平行線をたどると思うので、だからもう少し積極的に運営してもらいたいということで質問を閉じます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 閉じてもらっても私困るのだ。それは、健全財政の堅持をまず言っているのだ、俺。これをやっていかなければ、積極的にやったって、起債事業でやらなければならない、お金を借りて。そうしたらば、1 年ずつ払っていく、猶予期間があったとして。そうしたら、健全財政にならないでしょう。やらないとは言っていない。湯野上バイパス 4 工区、5 工区が完了した、あるいは 4 工区が完了した暁には、青写真をつかって、そういうことを進めましょうと。取りあえずは生活環境の部分で進めていくということを私は言っている。積極的ではない。健全財政を堅持しながら進めていくということを言っている。それを理解しなければ、財政破綻になってしまいます。ですから、それは町民にはそういうことをさせられないという、それを理解してください。そうでないと、無法に造って、お金を貸すか。それはお金を借りられないのです、過疎債だって。決まりがあるのだから。それ以上借りられないのだ。自主財源ではできないのです、そういう土地の買収から何から。整地からしたって、とてもではない金かかる。そういうことも考えていただきながら青写真をつくっていくと。そして、みんなしてやっていると。一部組合でつくる事業だとか、そういう事業が大体完了するでしょう。そうすると、5 年間、2 年間猶予して 10 年間で払っていくと、今の湯野上バイパスなんかは、いま五、六年かかります、最低でも。5 工区なら、まだそれ以上かかる。だから、そのときにどういう町の構想を立てていくかというのは、早めに早めに計画していく必要もある、青写真を描く必要があると、こう思いますので、1 番議員はじめ皆様のご協力をひとつお願いしたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1 番、渡部哲君。

○1 番（渡部哲君） もう質問いいです。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○1番（渡部哲君） ありません。

○議長（湯田健二君） これで1番、渡部哲君の一般質問を終わります。

次に、8番、星和志君。

○8番（星和志君） 議席番号8番、星和志、一般質問通告書に沿って質問したいと思います。

湯野上新設道路の計画と狙いは。前回一般質問で湯野上地区に計画されている道路の計画内容を聞きましたが、その後に湯野上地区の方たちに何人か聞いてみたところ、誰も道路ができることや工事の内容、さらには内容を知り、何がしたいのか分からないという話が多々ありました。そのようなことから、再度、湯野上居平乙地区の道路計画について質問させていただきます。なお、前回の質問における回答で、全員協議会に諮ったという回答がありましたが、当時私が議員になる前と思われますので、ご了承ください。

まず、議会基本条例が令和4年3月に制定されましたが、今年度の予算を審議する際に、議会基本条例第7条第2項第8号に規定されている将来にわたる政策案のコスト計算が示されておりません。したがって、用地補償や移転、設計費用や工事費用など、最終的にかかる費用は幾ら見込んでいるのか。小型バスを通してどのように地区に利益が出るのか。安全面や道路の先に接道する道路の幅員との関係、最終的にどのような計画で、地区の宿泊施設にどの程度の利益が見込まれると想定した計画なのかをお聞きします。

また、湯野上温泉によって得られる入湯税による還元等の回答がございましたが、湯野上地区はほかの地区とは異なり、温泉街には景観形成を配慮した街路灯が設置されていることや、カラー舗装、さらには急勾配の坂道には温泉熱を利用した融雪舗装が設置されており、また湯野上温泉周辺開発にも相当の投資がされております。これらの維持管理を考慮しますと、入湯税の還元は十分に図られていると思われますが、議会基本条例第7条第2項第7号に規定されている政策案の実施に関わる財源措置についてもお示しをお願いいたします。この通告書の文字、基本条例第7条第2項第7項を第7号に訂正させていただきます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 湯野上新設道路の計画と狙いは。8番、星和志議員のご質問にお答えします。

湯野上新設道路の計画と狙いはについてでございますが、前回の12月会議、一般質問時に答弁しておりますが、議員おただしの本道路の事業は新設の道路事業ではなく、現道の町道湯野上居平3号線を拡幅する拡幅改良事業でございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

本事業につきましては、令和元年11月13日付で町に当時の湯野上行政区、湯野上財産

区、湯野上温泉開発株式会社社長の３者連名によりまして要望書の提出があったところでございます。内容といたしましては、湯野上居平地内、居平乙746番地の土地、家屋を取得し、湯野上地区の区民生活の安全と、文化、観光発展のため、本土地の活用をしていただくよう要望があったところでございます。また、具体的な活用の内容といたしまして、催事や各種イベント等として、また駐車場として活用、通学路としての整備、児童や高齢者及び観光客が利用する広場と、それから避難所としての活用などの内容でございました。

なお、本要望につきましては、令和元年度の以降毎年、行政区からの重点事業要望書が提出されておりますので、継続的に湯野上地区とは協議を重ねているところでございます。さらに、当初要望により、湯野上区の３者連名により要望書が提出されておりますので、湯野上地区の総意として要望の内容を理解しているところでございます。

おただしの本道路拡幅事業につきましては、要望書の中にある通学路として整備、現道路の拡張に安全確保がございましたので、令和４年９月30日、湯野上温泉株式会社の２階におきまして、道路の計画及び測量着手について、湯野上行政区ほか関係者への説明会を実施いたしまして、これまでの事業を進めてまいりました。令和５年度には、道路拡幅に係る建物所有者の承諾を得て物件調査を実施しました。令和６年度は、物件調査を行った小屋と土蔵の補償契約を行い、所有者が解体を実施しております。母屋解体は道路事業の対象外であり、所有者個人で解体を行っております。令和７年度は、軽量鉄骨２階建ての事務所の補修を予定しております。

なお、これまでの費用でございますが、令和４年度から６年度までの実施事業といたしまして測量設計業務、物件調査業務、土地の売買、物件等補償業務を合わせまして3,860万円ございました。

また、今後の経費として令和７年度から９年度まで、３か年事業といたしましては、事務所の物件等の補償費や擁壁工、側溝工、無散水消雪設備を兼ねた舗装工など、事業費6,850万円を計画しております。道路事業といたしまして総額１億700万円を見込んでおります。なお、実施に当たりましては、一部交付金、防災・安全交付金の中の雪寒事業、国費３分の２の活用を見込んでおります。

前回のおただしにもございましたが、歩行者の安全確保につきましては、車道部と歩道部のカラー舗装で色分けし、湯野上温泉の温泉熱を利用した無散水消雪施設を設置するなどして、利用者の安全対策に万全を期していきたいと考えております。この無散水消雪施設については、現在まで湯野上地区に整備しておりますが、湯野上温泉株式会社より無償で温泉水の提供を受けておりますので、いわゆるランニングにかかる維持管理費はほぼございませんので、よろしくお願いいたします。

いずれにしましても、本道の拡幅整備により、地域住民をはじめ、湯野上温泉を訪れる方々の利便性の向上と、安全、安心な生活環境を主として計画しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君）　８番、星和志君。

○８番（星和志君） 何点か質問させていただきます。

１つ目が、３者連名で要望書が提出されたということですが、この中の１者は営利目的の会社ですが、それはよろしい、それは倫理的にどうか、大丈夫なのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 下郷町で進出している企業だとか既存の企業で新しく会社ができているけれども、その要望についてはいろいろな補助金も出しますし、進出した企業の社員のために整備をする、そういう補助金も出していますから、何ら問題はないと思います。

○議長（湯田健二君） ８番、星和志君。

○８番（星和志君） 分かりました。

それでは、２つ目としまして、当時、議会全員協議会で土地の取得の要望、がありました。そして、そのときはまだ拡幅改良工事、道路工事のことは説明なされていなかったようだったのですが、いつそれに、その計画に変わったのかお聞きします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 令和元年のことは、承知しましたということですね。そうすると、８番、星和志議員が議員になられた８月、８月４日に議会全員協議会やっている。この議会全員協議会は、下郷町過疎地域持続的発展計画についてということでやって、それはなぜ、開会のときの協議事項、第７次総合計画、あれと同じように全員協議会をして、そして説明をして、そして８月８日の会、９月の議会の初めの議会の開会日にまた全員協議会をやって、９月の１９日にこの過疎の計画を決定していただいた。そうすると、この決定したときの中身をちゃんと見てもらえば、要するに観光振興についてという中にちゃんとあってありますから、湯野上居平地内の整備について。だから、その過疎計画、要するに金借りるときは過疎債を借りて実行しないと。道路の分は社総金という。できるか分からないけれども、そのほかの事業は過疎債をほとんど借りているのです。ですから、その過疎計画に上げないと、それは該当しない。ですから、そのときに決めていただいた。９月、議会で議決してもらった。議会全員協議会をやっていただいて、そして９月の１９日に決定したというのが、この下郷町過疎地域持続的発展計画なのです。ここにちゃんと載っておりますので。説明しろと言われればしますけれども、その中身をちょっと精査していただいて、ご理解いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） ８番、星和志君。

○８番（星和志君） その過疎計画書の中に、拡幅改良工事の文言が示されているということで。後で調べてみます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 道路整備がいろいろ分野が全部入っているわけですが、過疎計画に。そうすると、その過疎債を借りる場合は、その計画書に入っていないと、過疎債の該当しな

くて、あるいはそこで文言が入っていない場合は足してくださいって県のほうが言うわけ。貸すほうから言われる、この分入れてください。そして、その分を訂正しながら、随時。大幅に変わったときは議会に諮らなければならないけれども。そういうやつを入れるということに、数字を入れるということになれば、それは道路でも何でも、駐車場でも、建物でも、そういう数字を入れて出すというようなことで、また全協にかけたり議会にかけたりするわけです。ですから、今その地域の人たちが要望があつて、毎年毎年第1次で出てくる事業だ。令和2年度から6年度まで、ずっと第1次で要望が出ていまして、町としてもやっぱり湯野上の衰退をしないようにやっていくべきだと、こう考えておりまして、この事業を進めていくということです、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 計画について分かりました。

そして、説明会に参加している関係者とはどういった方たちなのか、教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） どういった方々というと、この湯野上地域の意見交換会とかということになれば、人数もいっぱいいるのです……建設課で分かる。では、建設課長に答弁させます、まず。

○議長（湯田健二君） 建設課長。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 8番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど来ありました件の中で、令和4年の9月30日に地元で説明会を開催したというような内容でございまして、そのときの詳細な資料、手元にはございませんが、ヒアリングでちょっと聞き取りしてきますと、職員なのですけれども、当時の区長並びに財産区長さん、また当然要望いただいています温泉株式会社、あとはその土地に関わる隣接地内の土地の所有者さんは出席があったものと今考えております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） こちらの要望内容では、通学道路整備とありますが、そうであれば児童の保護者などに説明するのが筋ではないかと思います。そして、湯野上地区の保護者に聞いてみたところ、道路は要らないと、側溝に蓋するだけでいいって。逆に、危険性が増すのでやめてほしいとも言われました。

（「議長」の声あり）

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 議会で全員協議会やって、議会に12月議会にもまた説明してといったときの10月の30日には子ども会の代表も出ているのです、地区の。だから、子供さんを持っている親御さんも入ってもらって、親老会ってあるでしょう。老人会だな。そういう方も入ってもらって協議をしているわけだ。だから、全然分からないというわけではな

いのだ、時間がたったけれども。そういうことをやること。危険です、特に屋根の雪なんか落ちたら。1.8から2メートルしかないところを児童が通るということは、冬なんかは通れないです。屋根の雪止めついていないのだから。だから、そこに5メートルの融雪入った道路をつくるということですから、危険性ではなくて、危険なので、回避するような道路なのです。だから、危険というのはどういう意味だか分からないけれども。危険というのは、いつになっても自動車通っていれば、いつも危険だということになるから、かえって広く取ってやるのが、危険を回避する一番条件がいい道路なのではないですか。そう思います。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 雪が落ちてくるのであれば車も危険だと思いますが、通るのであれば。子供は通らない、冬は。それは安全だと思います。

それで、その道路が安全安心な生活環境整備とありますが、そうであれば右折専用レーンや信号機が必要になってくるとと思いますが、どう思われますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 一般質問の中でも隅切りをやるということ、そして当然公安委員会の許可がなければ信号機つけられないから、それは要望していきます、公安委員会に。あそこは、死亡事故が何件もあるのです。ですから、そういうことを考えれば、公安委員会に要望していったら、設置してもらうことが安全にした道路になるし、横断できるということですので、それは理解していただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 要望していくということで、分かりました。

こちらの事業、交付金で事業されるということで、ほかの町内の、落合とか左走の道路は補助金がつかないで毎年減額されているようですが、こちらは大丈夫なのでしょう。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 社総金と略して言うのですけれども、これは毎年毎年要望額が大きいのですが、国の方で削ってくるのです。県の方に来て、県の方で大体町村割当てというのがあって、その中で来る金額と当初予算の金額の差が大きいため減額しなければいけない。けれども、今回の場合は無散水消雪施設を入れて、先ほど答弁した中身でいうと、防災・安全交付金の中の雪寒事業、これだと当てはまる可能性が十分ある。というのは、例えば除雪費の重機がかかるでしょう。ああいう事業の中に入れてもらうということで今回は事業の展開をしていくということですので、かなり確率が高い補助金というか、交付金事業が該当するのではないかと。いろいろ急いでやらなければならないところがあるのだけれども、この雪寒事業というのは要するに湯野上の人たちに協力する、要するに無散水事業にするから雪寒に当てはまるということですので、それは、ここで100%とは言えないのですけれども、雪寒事業と国費率が3分の1、事業できるの

ではないかと。あと3分の1は、金額によっては過疎債にかけるということもできる、そういうことになっています。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 雪寒事業としますと、小野上の道路とか長年要望されていますが、こちら居平乙のほうを優先する意図は何でしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 小野は完了したのです。あれは、滑らないように工夫していただいて、あれを。町長になって11年になったけれども、5年、6年だったか、ようやく完成した。そういうものも過疎債でやって、あれは。町単の過疎債で。小野の道路は全部、スリッパをしないように、道路の整備のときにそういう特殊な加工をしたので整備している。だから、完了しています。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） その件は承知しました。

そして、あの土地を当時の要望で区民生活の安全、文化、観光の発展のためということでもあります。この事業をすることによって経済効果はどれくらい見込んでいるのか。そして、今道路3つもあるのに、4つ目造る必要があるのかなど。経済効果はあると見込んでされる事業でしょうから、ちょっとどういった計画か、再度お聞きします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 経済効果というのですが、公共事業そのもの、管内ね、管内の公共事業の総生産というとき、一番高い。下郷町でも、農林事業に次ぎ、公共事業の当初予算では恐らく一番高いと思う。そうした経済効果というのは、どのように見るかによりますが、例えば湯野上の場合ですよ、湯野上の場合の居平地区の総生産を見ると、15か所の施設があると思うのですが、約1施設30人の泊まり客が入るとすると、稼働日数が350日だとすると、平均単価で8,000円だとすると。もうちょっと高くなっているのですが、けれども。棄権率見て、20名棄権率にすると10名、そのくらいは考えてもいいのではないかと、努力してもらって。そうすると、またそのほかに日帰り客もいます。それから、お土産買う人もいます。そうすると、1軒のうちで3,637万5,000円ぐらいの総生産が上がってくる。1軒のうちだよ。15施設を考えると5億4,562万5,000円ぐらいは、湯野上では、俺それ以上上がっていると思うのだけれども、最低限8,000円ということの数字で棄権率を20%と見て。0.6%ぐらい見て。だから、1施設10人ぐらいでしょうというのを計算で2,800万円。そこに日帰り客、それからお土産品買うとして、3,637万5,000円ぐらいは総収入として上がっていくでしょうという私の計算。そうすると、15施設ですから、5億4,562万5,000円ぐらいになる、総生産額として。だけれども、これは8,000円の計算だから。飲み食いするわけです。こういうのは別だけれども、1泊2食つき、お酒飲んだりビールすると、これはやっぱり変わってきます、総生産。そんなことです。そんな計算ができると思います。

それから、駐車場の関係で申し上げますと、あそこで湯野上温泉居平地区の駐車場の台数の計算、台数でいうと、私はこれ駐車台数の293台って出ているのですが、これちょっと多く見ているのではないかと考えています。ですから、私なりに計算すると140台ぐらいではないかと。せいぜい140台。100台から140台ぐらいしか止まらないです。そうすると、今度施設の収容人数見ると、それでは足りないのです、駐車場が。だから、それを、事業を進めることによって駐車スペースも確保されて、その確保した人数でいうと1日約140台。314名で2名ぐらいプラスになるということになると157台。そうすると1施設の収入で1台2名ですと8,000円掛ける350人で560万円、1日。それが15施設あるので、8,400万円ぐらいは見込まれるのではないかと考えていますけれども、このように頑張ってくださいことが、やっぱり我々の事業に取り組む意味があるのです。そういうことですので、経済効果というか総生産の金額はこのようになると思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 結構高金額な効果を見込んでいるようですが、今まで入り込み数がピークだったときでも、あの3つの道路でできていて、駐車場も足りていたのに、今やることなのか。むしろ将来への負債にならないかという、道路のメンテナンス等含めて。だから、このストック効果がマイナスとかになってしまうのではないかという懸念があるのと、そこに1億700万円かけるのであれば、施設のブラッシュアップ、各施設のブラッシュアップにかけたほうが効率が、施設は難しいでしょうけれども、景観など観光客の入りに関わることに投資したほうが効率いいのではないかと思います。そして…

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 道路は、町道の道路は全部直していかなければならない、壊れたらば。新しい道路をつくる時だって新設道路を造らなければならぬし。これ当然でしょう、その経費かかっていくということは。その道路、3号線の道路でなくても、町道であれば、壊れたら直していく、舗装の打ち替えをしていくと、これ当然かかるわけですから。それから、施設のほうにかけたり。施設のほうには、商工会を通じて金額やっているでしょう。この数から見たって、この施設整備で金額出して、補助金を出して。最初は観光施設って言っていた、特化していたけれども、今度は中小企業、全域にわたってやると。その利用もできるのです。利子補給も、銀行から借りた、金融機関から借りた場合、利子補給もやっている。だから、施設の支援はもう既にやっているわけだから。あと道路の維持管理は、これ当然どこの道路でもやらなければならぬです。壊れたらやっていくと。だから、湯野上、その融雪だと、それ塩カルまくことないから傷まない、逆に。だから、そういう施設にも支援をしているし、道路の維持については、町の町道であれば維持していかなければならない。壊れたら直すということになっていますから、心配をしないで、事業に前向きに取り組めというようなことを質問してください。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 会津全体、消滅可能性都市に指定されているので、多分もう数字はうそつかないので、そうになっていくであろうと思います。そして、その中でいかに維持して、財政とか、さっき言った健全化、堅持すると言っていた中で、道路はもうこれから縮小や廃止を選んでいかなければいけない自治体になっていくと思うのですが、ここでまた立派な、立派でもないですけども、道路を造るのはいかながなものかと思いました。そして、その道路を造るに当たって、事務所の物件補償費等ありますが、こちらは湯野上温泉開発でしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） その軽量鉄骨事務所というのも、それは湯野上温泉事務所ですから、それは移転の対象になる、道路を造ることによって。だから、道路必要ねえべという道路こそ必要なのです、何でも。したって、今、縦貫南通る国で、何十億円、単年度でいうと三十何億円か40億円ぐらいかけてやっているのです。それは何のためにやっているかという、やっぱり早く米沢から日光まで通すようにという計画の下でやっている。そのための、そういう完成したときに、では通り抜けてしまう地域になってしまう。そのためにはどのようにするのかという、そういう戦略も練らなければならない。ですから、この分のだけの道路でそう判断されては困ってしまう。やっぱり町全体に総所得が上がるようにしなければ、いいわけです。ですから、金額かかったとしても、公共事業を請け負う人だっているわけですから。それが生活のためになっていく。子供たちは安全に通学するため、安全に歩くこともできる。湯野上温泉にも駐車場を利用して泊まることもできる。その泊まる人数を言って、今、総生産の中にプラスする金額は説明したでしょう。だから、総体的によくなることなのだから、これ道路必要性がないということは、これはおかしいと思うのです。そういうことに理解してください。その推進することについて理解してください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 何かちょっと古い考え方かなとも思いました。道路は将来、多分負債になっていくと思うのですが、なるべくないほうがメンテナンスコストも減っていき、リスクは減っていくと思うのですけれども。新しくはないですけれども、改良工事は、将来の健全財政、これがたくさんあれば逼迫していつてしまうものでもあると思います。

それとは別で、また小型バスが通れる、行き違いできる道路をつくるとおっしゃいましたが、これ小型バス利用している会社、多分1社しかないのですが、その1社のために、小型バス擦れ違いのできる道路、そしてその先にある道路はもっと狭い道路であって、また別の話ですね。その1社に対しての一定の配慮というか、忖度なのか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） あの地域で持っている人の小型バスを指しているのではないのだ。例え

ば大内に行きたいと。湯野上泊まって大内に行きたいとすれば、今湯野上から発車している猿遊号だってあそこを回ることもできるのです。だから、その施設に1台しかないからという話では、これは話が違います、この計画。だから、そういうことを理解しないと。理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 残り、4分ちょっとになります。質問者、答弁者ともに、簡潔にまとめるよう努めてください。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 経済効果も含め、あと投資計画も含め、ちょっと1億700万円かけるには、全部試算が甘いような気がするのですが、これ試算する上に当たって、専門家や商工会とか、ちゃんとそういったところを通して見通しを考えていかないと。これから先、財政の健全化にもつながっていくと思うのですが、やはり計画を……

（何事か声あり）

○8番（星和志君） 計画をちゃんとしてください。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 標準単価でやるのだから、これ。道路造るときは。県の標準単価を利用して、それから設計を委託会社にかけてやるのだから、それは正式な金額です。これより、を、そして起債を受けながら事業を展開していくというのが私の考えです。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） そこではなくて、計画と投資を、根本をちゃんと考えていかないと、お金が無駄になってしまうということを言っているのであって、総合計画含め、計画をちゃんとしなければ、後々無駄なものになってしまうのではないかと、何か試算が甘いように感じます。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 過疎地域持続発展計画でちゃんと上げてもらって、議決してもらっているのです。その事業を展開していると。過疎債借りるにはこういう事業をやりますよと。そういうことだから、全然話がかみ合わないのだけれども、町としては間違いなくそういう計画入れて、全協にかけて議決してもらったものを県に上げて、了解してもらった。実質な金額が出て、買収だとか道路整備の計画を入れるということなので。それ以外もないし、それ以上でもない。そういう理解してください。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） その計画が決まれば、議会に詳しくこれからも示していかれるということで。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 当然予算だから、予算ですから、委員会にかけたり、その計画入れて、こういう青写真になりました、計画書になりましたといったら、当然全員協議会にかけてやるのはそうです。予算は、予算審議してもらってやるわけだから。議会に相談しな

いなんていったら言われてしまう。そういうことです、了解してください。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 納得はしていないのですが、これで終わりたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（星和志君） はい。

○議長（湯田健二君） これで8番、星和志君の一般質問を終わります。

ただいまより11時20分まで休憩とします。（午前11時13分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午前11時20分）

次に、9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 議席番号9番、星邦一、通告により一般質問をいたします。

町長の公約について。町長は現在3期目であり、その任期も残り6か月少々となりました。これまでの間、町民に寄り添った取組を心がけてこられましたことに対して敬意を表します。

さて、その3期目のスタートとなる令和3年9月の町長選挙におきまして、町長は、「よりそう行政 挑戦する下郷」と題し、5つの柱、そして12項目の公約を立てられました。そこでお伺いしますが、今回の議会で3期目の最終となる当初予算も提出されていることを考慮し、おおむねどの程度公約が達成されたとお考えなのかお伺いします。また、その公約における次の3点の取組状況などを質問いたします。

まず1点目ですが、負担を減らす子育て・子供と題し、1つ目が保育所、子育て支援などの充実、2つ目が学校・地域・家庭の連携、学力向上と生涯学習・スポーツなどの充実の2項目を公約として挙げられましたが、町長は3期目就任後から子育てや子供への負担を減らすことができたのかどうか、負担を減らすためにどのような取組を行ったのかお伺いいたします。

次に、2点目ですが、観光・農業・企業積極支援と題し、その中の公約に、移住・定住の促進を挙げられましたが、3期目就任以降、どのような積極支援をなされたのかお伺いいたします。

3点目ですが、安定した行政運営と題し、次世代を担う人材の育成と確保を公約に挙げられましたが、3期目就任以降、人材の育成、確保は行われるかどうか、お伺いいたします。

以上、公約全体の達成割合、そして公約4項目の取組状況などについてご答弁いただきますようお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 町長の公約について、9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

議員おただしの私の3期目の公約達成割合でございますが、全体の達成割合につきましては、数字や割合でお示しできるものではないと考えておりますが、それぞれの項目につきましては着実に前進して、その成果が表れているものと考えております。

次に、次に子育て、子供への負担を減らすための取組につきましては、保育料は令和元年度10月に国の保育制度改正に合わせ、国は3歳以上の保育料を無償としたところを、町では独自の制度として、2歳以上から無償といたしました。また、保育所の給食に係る費用や行事にかかる費用なども全額町負担とし、子育て世帯の負担軽減を図ったところであります。

なお、この取組は、3期目の期間中も継続しております。また、第3子以上の支給につきましては、子宝祝金につきましては、さらなる子育て支援を充実を図るため、令和5年度から第1子に10万円、第2子に20万円、第3子以上に30万円と拡充させたところであります。また、小学校、中学校、特別支援学校の小学部中学部に入学する児童生徒の保護者に対し、入学者1人につき3万円の祝金の支給や、学校給食費の無償化についても継続して実施しているところであります。遠距離等児童生徒通学費補助金につきましては、令和4年度から毎年補助金の拡充を図り、保護者の負担軽減を図っているところでございます。今後も国、県等の子育て支援策とタイアップしつつ支援していく考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

次の移住、定住の推進支援につきましては、令和3年度から新婚生活支援事業を開始し、新婚夫婦の経済的な負担軽減を図っており、令和4年度からは結婚祝金の支給を開始したところであり、そのほかにも、生活しやすい定住環境の整備といたしましては、高齢者タクシーの助成事業や除雪支援事業、商工会ポイントカード事業、起業支援事業、農業担い手支援事業、そして各種道路網の整備促進など、様々な事業を実施しておりますが、これらの主要な町の施策は、当然のことながら、町民の方々が今後も下郷町に住み続けたいと思っていただけるよう実施しているところでもあり、重要な定住対策であると考えております。また一方では、町民の方々が住み続けたいと思える町であれば、おのずと本町への永住したいと考える方が増える可能性もありまして、移住対策になるものであると思います。

さらに、移住に特化した事業として、空き家バンク事業や下郷移住支援金制度、また町外から転入する方が新築住宅または空き家バンク登録の中古住宅を取得し、下郷町に定住しようとする場合に費用の一部を助成する下郷町住宅取得支援事業なども実施しており、人口減少の中、積極的に本町への移住者を受け入れる環境整備を進めているところであります。

次世代を担う人材の育成、確保につきましては、各課長等に対して、新規採用職員の若手職員あるいは若手職員などへの丁寧な指導をお願いしております。また、福島県と本庁職員との相互人事交流の実施や下郷町支援プログラムによる、福島県から職員の派遣をお願いして、職員の資質向上、事務処理の合理化及び能率の向上を図っております。その一つが職員の育成につながっているものと考えております。

人材確保の観点から申し上げますと、県と県町村会が共同で主催する福島県町村職員採用合同説明会の参加や、本町と南会津町が共同で主催している南会津合同就職面接会、合同企業説明会に参加し、本町のPRを含め、公務員志望の学生や社会人経験者へ向けた採用情報等の説明を実施しております。さらには、専門職員の確保のため、大学への

共同リクルートなどに参加し、幅広く採用情報等の周知を図りながら、人材の確保に努めているところでございます。また、幅広く人材を育成するため、従来から実施しておりました高卒程度の採用試験のほか、大学卒程度の採用試験の実施や社会人経験者を対象とした採用試験を行い、人材の確保に努めておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。1点目の負担を減らす子育て・子供とか、ポイントカードプレミアム券に関しては、町民は本当に大変よい支援だと思っております。

再質問ですが、町長は今、着実に前進している。前進し、その成果が表れているというお答えだったのですが、移住、定住の促進として、何点か事業が挙げられました。その中で、定住対策について起業支援事業、移住対策として移住支援金制度や住宅取得支援事業がありましたが、確かに取組として当初予算に計上はされておりましたが、今回の3月の補正で企業支援事業124万円で124万円が減額、移住支援金が200万円で200万円減額、住宅取得支援事業が230万円で130万円が減額されております。答弁では積極的に移住者を受け入れる環境整備を進めているとのことですが、このような状況でもやはり前進したとお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 多分9番議員の再質問というのが、それは補正事業についての質疑だね。そうすると、補正は減額するということは、移住定住者は現れなかったということでしょう。そういうことだ。だから、努力しても、そういう人がいなければ、その予算は消化できないのです。だから、それはお考えになって、私は推進しているということは間違いなく推進しているので、そこはやっぱり理解していただかないと。来ないわけだから。しかし、来ている人もいます。それを利用しないで来ている人もいます。ですから、それはそういう補正予算で減額するということは、それに該当する人がいなかったから減額するということですから、推進しないわけではないのです。いろいろ今、移住定住の関係で、事業を展開して、県と一緒に進んでいただくということですから。そのほかに、要するに外郭団体にも、移住ではないけれども、勤めたいという人が結構いて、それを雇用していますので、それが全然やっていないというわけにはいかないということですから、理解ください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 下郷でも移住された方がいます。その方にも聞きました。下郷もいろんな観光地もあり、住みよい町だということで。昨年クラインガルテンにちょっとお邪魔してお話も聞きましたけれども、やはり移住、クラインガルテンに来ている方々というのは、何で町はこのいい下郷町を発信しないのだと、やはりPRが足りないのではないかという指摘はありました。やはりもっともっとうこういう観光地、いろんな来て、住んで、やっぱり住んでみたいなという方がクラインガルテンの方々もいっぱいいます。

ですので、やはりそういった意味でも、PRは必ずしなくてはいけないと思います。ですので、やはり待っているのではなくて、やはりこちらのほうから積極的にPRをして、そしてそれで効果がないのだったら、また何かをしようではないかというふうな施策も必要ではないかなと私は思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、星邦一議員のことを思うとおりでと思います、私も。ですから、一生懸命やるつもりでいるのですが、クライנגルテンに来ていただいている方もそうおっしゃっているということですが、しっかりとこれからやっていく。ですから、子育ての関係だとか少子化の関係についてのやっぱりプロジェクトをつくってやらないと、1つの机で判断してしまうと、なかなかそれ実施できない。例えば南会津町と就職の関係で説明会やっても、ブースには来ます、いっぱい。説明者、聞きたいという人も。そういう事業をやっぱりやっているのだから、それをまた違う展開に持って行ってやるということが、大切ではないかと思えますから、今後十分にそういうのを考えながら進めていくと。だから、先ほども言ったように、それを使わなくても定住している人が、転入している人はいるのです。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） やはり今町長がプロジェクトをつくって発信しようと。いいアイデアだと思います。ぜひこれは進めていただきたいと私は思います。

再質問でもう1つ。公約における次世代を担う人材の育成と確保というのは、これ町職員のことなのでしょう。また、各課長に対して丁寧な指導をお願いしているとありました、それが本当に人材育成になるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 人材育成と確保、これはあくまでも公約の中の、私が町長になってからの中身にずっと引継ぎというか、継続してやるというのが行政ですから、その3年から7年の3月までの話ではなくて、25年、26年からの当初予算からでもいいのですが、その事業に対して進めていることなのです。だから、その11年6か月間にはそういう人材育成をやっているのです。研修会やったり、小中学校のPTAの役員の人と話し合ったり、各企業回りをして事業の展開を説明したり、そういう人材育成はやっております。また、下郷町に来て勉強するという人もいますから、それは尊重しなければならないと、こう思います。しっかりと人材育成についても、職員ばかりではなくて、一般町民も、一般の方も、やっぱり社会教育の中で進めるとか、あるいは文化、スポーツで進めるとか、それは十分にこの中の住みよいまちづくりのことに入っているわけです。そういうことをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9 番（星邦一君） 今の話ですと、企業のほうにも行って、やっぱり指導して、人材育成をするという言葉も聞きました。ぜひこれからも、あと残り、在籍があと6か月ちょつとなので、それも進めながら、次年度もまた進めながらやるようお願いいたします。

それと、もう一つですが、今でも途中で退職する職員がいますよね。そして、心の病で休暇を取る職員もおります。後を絶たない状況が続いている中で、町長はどのようなお考えだか、それはちょっとお聞かせください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 人材育成の中の確保の点からも、職員の関係は答弁申し上げますけれども、非常に世間一般的に、入社するとか、地方公務員になるとか、国家公務員になるという人が途中退職するというのを耳にしております。そういう状態になるまでには、いろいろな経過があると思うのです。ですから、病院へ行って、お医者さんに診断してもらって、診断書を出してもらって、そして休むと、そしてまた復帰すると。ところが、復帰してもまた、やっぱりその状態が治らない限りはまた休むと。それが休職になったりすると、休職期間というのは日にちが決まっているのです。そうすると、辞めないで勤めたらどうですかと、俺はみんな声かけている。「おめ辞めてくれ」なんて言っていない。そんなことしないで勤めたらどうですかって言って、聞いて、本人が、いや、辞めますということですので、それはやむを得ないのかなという判断はしなくてはならない。では、それを引き止めて置いておけるには、それなりのあればいいのだけれども、休職期間というのは決まっていて、それ以上休むことはできない。そうすると、お金、給与というのがもらわれなくなってしまう。だから、本人もそれは承知の上で辞めたいということですので、それは理解していただかないと、途中で辞めるということをやっても、辞めないでくれと、そこまでは言っているのですが、なかなかそれは理解していただかないと。その中でも1名は残っていましたが、辞めたいと言ったけれども、辞めなかったということで。そんなことも、いろいろケース・バイ・ケースがあるのです。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9 番、星邦一君。

○9 番（星邦一君） やはり町長が言っている、課長に対して丁寧な指導をしていると、お願いしているということなので、やはり各課の中でコミュニケーションを取って、ふだんどうなのかと、やっぱり気かけながら、横のつながりをしながら、やはりコミュニケーションを取って、やっぱりせつかく入ったのだから、一生懸命やるということで役場に入ったのだから、やはりそういうのは気を遣いながら、気かけながら、やっぱり職員を育てないといけないかなと思いますので、今後とも課長さんたちもやっぱりコミュニケーションを取ってやっていただきたいと思います。

次の総合計画の検証における質問答弁を確認した上で、再度町長に1点だけお伺いしたいと思いますので、2点目の質問に入らせていただきます。第6次総合計画の検証について。第6次総合計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画で、本年度

が最終年度でありました。第7次総合計画の策定に当たっては、PDCAサイクルにより、第6次計画を検証した上で策定されていると7日の日に同僚議員が質問しましたが、基本計画78の施策、285項目を検証した結果、その達成状況は基本目標ごとにどの程度達成されたのか、再度伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 第6次計画の検証についてでございますが、総合計画は長期的な展望に立って、下郷町の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために実施する施策や事業体系と内容を示したものであり、下郷町のまちづくりの基本となる最上位の計画となるものであります。第6次総合計画では豊かな心を育む（教育文化）、賑わいと産業の創出（活力創造）、健やかな暮らし（健康福祉）、住みよいまち（生活環境）、まちづくり人づくり（協働推進）という5つの基本目標を定めております。これらの5つの基本目標の達成状況を定量的に示すことは難しいところではございますが、第7次下郷町計画の作成に当たり、住民アンケート調査を実施したところ、あなたは今後も町に住み続けたいと思いますかという質問に対しまして、50.6%の方から住み続けたいという回答を得られました。また、第6次総合計画策定の住民アンケートでは、住み続けたいという回答が39.9%でございますので、第6次総合計画に基づくまちづくりを進めた結果、一定程度の効果が得られたものと感じてはおります。

一方で、計画における指標として掲げました定住人口5,000人という目標に対して、国勢調査以降の人口を推計します福島県現住人口調査におきまして、本町の人口は令和7年2月1日現在で4,560人という結果が出ており、大変厳しい状況となっております。これらの課題は一朝一夕に解決できるものではございませんが、今後も長期的な展望に立ち、第7次総合計画の策定に当たったり、賜りました審議委員会委員の皆様や町民の参加者のご意見を参考にまちづくりを進め、下郷町に生まれてよかった、住んでよかったという幸せを実感できるよう、まちづくりを目指してまいりたいと考えております。よろしく願いを申し上げます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 再質問をいたします。

今、第6次総合計画の中で、いろいろな分野、7日の全員協議会でも同僚議員が質問して、検証は予算編成時に毎年行っているという答弁がありました。これでよろしいのですよね、毎年行っているということでもよろしいのですよね、検証。

（何事か声あり）

○9番（星邦一君） そうすると、これを検証しているということは、予算特別委員会ですか、そこでそれぞれの項目に検証結果を聞けば、全部回答を得られるということでもよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） その検証というのは、最初の答弁でも申し上げたように、検証するなどということになれば、数字のことを言う、数字のことを上げるほかないです。あと、過疎債を借りた場合は、その検証をしなければならない。計画づくりの検証をして、これがよかったのか。悪かったという言葉はない、進めているのだから。そういう検証はしなければ。あとは、数値的に検証するということは必要かなと思うのです。

ですから、例えば教育文化についてで言うならば、6年度は1億8,500万9,000円使っていました。それから、賑わいと産業の創出でいくと、3億7,325万3,000円を予算化して使いました。そして、今年の9月の決算になるのですが、精査した。それも一つの検証です。監査委員に監査していただいて、これは検討すべきかなというようなことも出てくるかもしれませんが、国庫補助事業でなければ、会計検査院の見方と町の監査委員の見方とか、やっぱりそれなりのあれはあります。専門的には監査委員は補助金削るために来るわけだから。そういう監査ではないから、町は。

それから、健やかな暮らしでいうと2億3,821万7,000円。それから、住みよいまち、生活環境でいうと6億6,428万1,000円。まちづくり人づくりでいうと1,695万9,000円を予算化して、決裁審査を経て、そして検証してもらって、皆さんに報告するのが6年度の決算審査で、9月の議会です。そういうことで、細かく決算審査のやつはしませんけれども、大まかに言ってそういう事業をやっていたということを見てもらって、検証しているわけですから、それは了解していただかないと。監査委員に見てもらって、議会でも代表監査がいるわけだから、それを見てもらって判断するというのが、やっぱり通常時、地方自治体の在り方です。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 先ほど検証で町長が答弁しました、あなたは今後も下郷町に住み続けたいと思いますかというアンケート、これ取って、50.6%の方が、回答して住みたいという話になっていますが、これは年齢構成までよく見ていたのか。というのは、住み続けたいという回答は、高齢層が多いと思うのです。若い年齢層は低い状況で、高い高齢層となると、これから別の地域に行って住むということは、なかなかないと私は思う、今の現状は。当然の結果だと思うのです。ですので、この50.6%というのは、もっと私は低いと感じております。ですので、それよりも若い年齢層の回答状況を見れば、危機的な状況だと私は思っています。だから、長期的な展望に立ちと答弁がありましたが、長期的に見れば、人口も4,000人、または3,000人を割り込むぐらいの危機的な状況だと思います。ですので、その辺やっぱり危機感を持って、やっぱりもっと町民のアンケートを取って。下郷町は、本当に高齢者が多いです。ですので、その意見を取り入れて、それが反映して50.何%にせよではなくて、やはり若い世代、年齢層に沿ったアンケートを取って示すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 聞いたそのとおりだと思います。49%は高齢者なのだ。だから、住み続けたいというのが50%出るのは当たり前だ。これはアンケート調査でも。だけれども、先週の民報の新聞見ました。1名。2日間、3日間ぐらい出て。やっぱり県内の若い人、高校卒業して、その上の学校に行く。あるいは専門学校に行くという人が多いのです。会津大学だって、残るのは何人もいないというのだ、地元。そういう状況の中で、若い人の意見も、恐らくデータの的には入っていても20代。10代になると中学生だから、中学、高校生だから、住みたいという、そういう事実が上がってくる。6次振興計画の中の数字を見るとそうなのだ。今回の場合は、その数字の足し算は私はしていないけれども、7次振興計画の、最初これは表に表れるから、そのとおりの表のアンケート調査だと思う。これからしっかりとやっていく必要があると思います。それにはやっぱり雇用の場とか、そして定住してくださる方とか、そういうものをPRし、プロジェクトでやっていかないとだ。それから、ふるさとの、これ質問出ていた、そういう地区とも併せて、町全体でやっぱり進めていくための方策をどうしたらよいかということをやひやっしていきたいなと思っていますので。数値的には確かにそうです。49%が高齢化、高齢化人口だと。だから、そういうことは当然50%は出てきますけれども、そのアンケート調査なくて、やっぱり消滅自治体にならないように対策を打っていくことが私の考えであります。よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 本当に行政、町民、議会、全て同じ方向を向いて、やはり人口を減らさない。住みやすい下郷町をつくるということは、やっぱりピラミッド型で、頂点はここなのだよというふうな形で、いろんな意見を持って、いろんな人たちの視点を変えながら、いろんな意見を持ってやっていただきたいと思います。

ただ、第6次総合計画ですか、これで7日の日にちょっと申し上げたのですが、町民ワークショップで募ったけれども、1人しか来なかった。あとは、関係団体からも誘ったのだけれども、何名も出席しなかった。ということは、町民が募っても1人しか来なかったということは、そもそも町をよくしたいという意欲を持った町民がいないと私は思うのです。ですから、ここはやっぱり危機感を持って、先ほど言った、同じ方向を向くような姿勢をやっぱり発信しないと私は駄目だと思うので、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） ですから、そこに、私は常々、やっぱり机の上でやっていたら駄目なのだということを、やっぱり感じ取らないければ。町民は町をよくしたいというのはみんな思っているのです。よくしたいからこういう議論しているのだ。だから、それを、1人しかいなかったで、それで済まさないで、やっぱり歩いて、こういう分野からちょっと出てくれないかとか、そういう努力が必要かなと私は感じました。

しかし、その結果を踏まえて計画書をつくっている。要するにアンケート調査が先です。2月ですから、去年の。それに基づいてやっていって、今度の3月で議会の全員協議会に対して議会で決めてもらうということです。総合計画はあくまでも総合計画で、その中身は訂正することもできるのです。訂正することもできるし、その文言

でその場合にこういうことをしましょうということもできますから、それをやっていきたいと思うのです。定住、あるいは移住定住だとか。だから、これからもそういう積み重ねでやっぱり事業を進めていかないと、私はいろいろな面でそういう展開は遅れてしまうということになりますので、それは職員全体で考えて進めていくと。分野は違いますが、そうしたことはこれから十分に議論しながら進めていってくれるように職員等に指導してまいりたいと思うし、議会の理解もしていただきたいと、こう思います。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 本当に町長が言ったとおりだと思います。

ですので、やはり町民に発信をし、やはり住みよい下郷町をつくろうというのを、やはりこれから一生懸命発信しましょう。

それと、町長の公約というのは、第6次総合計画にのっとって、項目に沿った内容と思われましたが、今ほどの総合計画に係る検証、いろんなものに今話をしました。その質疑、そして答弁、状況をもって、やはり町長さん、6か月しかないですけども、着実に前進したかどうか、改めて再度お伺いして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 私の町長になったときは平成25年の10月、9月30日からということになっていますけれども、平成25年の10月から。それで、11年6か月になろうとしているけれども、その公約、あるいは政見、あるいは約束したことの中身は精査して、リーフレットで先に面的には出しているのです。ですから、そこにプラスされるのが、3年から6年の間でしょう。そうすると、6年、6年の3年間は、コロナ発生が2年なのです。2、3、4、5年の5月の8日なのだ。第5類になったの。3年間というのを肝要なのできない。文書決裁だけなのです。そういう状況の中でこれを進めていくということは、これどこの自治体の首長でも、私はなかなか難しかったと思います。3年間動けないのだから。ようやく5年の5月8日から第5類になってから徐々に動き出して、いろいろな事業も展開するようになった。ですから、ここ3年間、約3年間は、これ全然進めていけない、会議ができない。書面の決議だった。議会は開催してやっていますけれども、予算の決定をしてもらわなければならない。だから、そういうことを考えると、やっぱりこれは非常に厳しい状態の中の3年間ということは、私は感じておりますが、しかしそれにはやっぱりそれなりの理由を言ってはいけないと思っているけれども、やはりこれからやっていくことも必要だ、こう思いますから、それを取り返していくような形をやっていきたいと思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○9番（星邦一君） ないです。

○議長（湯田健二君） これで9番、星邦一君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第２ 休会の件

○議長（湯田健二君） 日程第２、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日３月11日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、明日３月11日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は３月17日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。（午後 ０時０３分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年３月１０日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和6年度下郷町議会3月会議会議録第3号

招 集 年 月 日	令和7年3月7日			
本会議の日程	令和7年3月7日から3月17日までの11日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和7年3月17日 午前10時00分		議長 湯 田 健 二
	散会	令和7年3月17日 午後 2時27分		議長 湯 田 健 二
応 招 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	4 番	湯 田 純 朗	6 番	小 玉 智 和
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税務課長兼会計管理者	玉 川 清 美	町 民 課 長	星 敦 史
	健康福祉課長	湯 田 浩 光	農 林 課 長	猪 股 朋 弘
	参事兼建設課長	玉 川 武 之	教 育 課 長	湯 田 嘉 朗
	教 育 次 長	只 浦 孝 行	代表監査委員	五十嵐 浩
	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	玉 川 和 哉		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和6年度下郷町議会3月会議議事日程（第3号）

期日：令和7年3月17日（月）午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第14号 | 専決処分の報告について
(専決第5号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第11号)) |
| 日程第 2 | 報告第15号 | 専決処分の報告について
(専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について) |
| 日程第 3 | 議案第41号 | 第7次下郷町総合計画基本構想及び基本計画の策定について |
| 日程第 4 | 議案第42号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 議案第43号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 6 | 議案第44号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 7 | 議案第45号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 8 | 議案第46号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議案第47号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議案第48号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 議案第49号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議案第50号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 議案第51号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 議案第52号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 議案第53号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 議案第54号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第17 | 議案第55号 | 下郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の設定について |
| 日程第18 | 議案第56号 | 下郷町犯罪被害者等支援条例の設定について |
| 日程第19 | 議案第57号 | 下郷町野外活動施設条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第20 | 議案第58号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について |
| 日程第21 | 議案第59号 | 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第22 | 議案第60号 | 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第23 | 議案第61号 | 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定について |

- 日程第 2 4 議案第 6 2 号 下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する
条例の設定について
- 日程第 2 5 議案第 6 3 号 下郷町三彩館（下郷町農村交流体験施設）等の指定管理に
おける指定期間の変更について
- 日程第 2 6 議案第 6 4 号 町道の路線変更について
- 日程第 2 7 議案第 6 5 号 令和 6 年度下郷町一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 6 6 号 令和 6 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 9 議案第 6 7 号 令和 6 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2
号）
- 日程第 3 0 議案第 6 8 号 令和 7 年度下郷町一般会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 3 1 議案第 6 9 号 令和 7 年度下郷町国民健康保険特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 3 2 議案第 7 0 号 令和 7 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 3 3 議案第 7 1 号 令和 7 年度下郷町介護保険特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 3 4 議案第 7 2 号 令和 7 年度下郷町簡易水道事業会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 3 5 議案第 7 3 号 令和 7 年度下郷町農業集落排水事業会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 3 6 議員提出議案第 5 号 下郷町議会の個人情報保護に関する条例の一部を
改正する条例の設定について
- 日程第 3 7 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 1 請願・陳情
委員会報告
（総務文教常任委員会）
陳情第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の陳情
- 追加日程第 2 議員提出議案第 6 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見
書の提出について

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

発言の訂正について

○議長（湯田健二君） 開会に先立ち、ご連絡申し上げます。町長より発言が求められておりますので、これを許可します。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

3月7日に申し上げました令和6年度下郷町議会3月議会行政報告及び提案理由の説明の中で、「11名の方々」を下郷町農業委員候補者評価委員会で審査を行ったと申し上げましたが、議案第52号でご提案申し上げました、下郷町大字豊成字中前6022番地、渡部勇一氏、議案第53号で提案申し上げました、下郷町大字豊成字林中6090番地13、星望氏の2名につきましては、中立委員による直接選任であるため、下郷町農業委員候補者評価委員会の審査をもってご提案申し上げる方は、この2名を除く「9名」でございますので、よろしくお取り計らいをお願いします。

○議長（湯田健二君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第14号 専決処分の報告について

(専決第5号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第11号))

○議長（湯田健二君） 日程第1、報告第14号 専決処分の報告について（専決第5号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第11号)）の件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） おはようございます。議案書1ページを御覧ください。
報告第14号 専決処分の報告について（専決第5号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第11号)）でございますが、3ページを御覧いただきまして、今シーズンの降雪により、土木費、道路維持費において、見込額の精査により除雪委託料9,964万4,000円を増額し、予備費において収支の調整をするものでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、2月10日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで専決処分の報告について、専決第5号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第11号）についての件を終わります。

日程第2 報告第15号 専決処分の報告について

（専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（湯田健二君） 日程第2、報告第15号 専決処分の報告について（専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 皆さん、おはようございます。それでは、報告第15号 専決処分の報告についてご説明させていただきたいと思います。

8ページをお開きいただきたいと思います。専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。町は、令和6年8月6日に発生した自動車損害事故について、次のとおり損害を賠償し和解するものでございます。

1、損害を賠償し和解する相手方でございますが、所有者、住所、福島県会津若松市千石町4—16、氏名、若松ガス株式会社、代表取締役、小山征弘でございます。

2、損害賠償の額でございますが、13万2,561円でございます。過失割合につきましては、相手方が零%、町側が100%であるため、町側は相手方へ対物損害額13万2,561円を負担することとするものでございます。

3、事故の状況でございますが、令和6年8月6日午後3時30分頃、若松ガス株式会社所有の自動車（会津100さ13—76）が沢田字下沢田甲市内におきまして、町が管理する町道、町道桧原桃曾根線の道路脇に駐車する際、経年劣化により損傷していた側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両の左横レバー及びスペアタイヤのフレームに損害を与えたものでございます。

4、なお本件につきましては、損害賠償の額を上記のとおりとして、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求訴訟等は行わないということで相手方との協議が調いましたので、令和7年2月17日付で専決したものでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、本区間におきましては、重点事業でご説明しました緊急自然災害防止対策事業（道路防災）といたしまして、町道桧原桃曾根線側溝改修100メートルを計画しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 質問させていただきます。

これ町道ですので、町のほうが賠償責任を負うということなのですね。これって、そこが町道か県道か国道か分からない方がこういう事故に遭った場合、どこに最初どういう連絡があって、この賠償問題というのは発生したのか。これ例えば一般町民の方が、そういうグレーチングでそこをやってしまったとかいった場合に、それ町道か県道かよく分からずに、こういう賠償ができるのかというのを分からずにいるということもあるのではないかと思います。私も1度やったことあるのですが、町道と知らなかったの、賠償責任とか何かやったことないのですけれども、そういうのって、これどこからどう連絡があって分かったことなのか、その1点教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまの山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の事件につきましては、若松ガスさんから連絡がありまして、町に連絡がありまして、その後、町の担当者数名が現場に駆けつけて確認したというような内容でございます。

なお、このような場合あった場合は、町道、その他いろいろ、国道、県道もございしますが、取りあえず町にご一報いただければ、状況、内容を確認して、町道であれば町が、県道もしくは国道であれば県がという部分になってまいります、確認作業をさせていただくということになると思います。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 今後こういったことがないように、パトロールのように、町道に関してグレーチングががたぼこになっているところって結構あるのではないかと思います。のですけれども、そういったパトロールというのはされているのか、その点お聞かせください。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

当然パトロールというのは通常の中、業務の中で行っております。また、それに付随してと言いますが、いろんな業務の中で道路の状況を見ながら、穴が空いていたとか、あそこの側溝がちょっと割れていたとかという部分があれば対応して、随時対応している状況です。ただ、今回のこのような側溝の場合は、いわゆる上から見ただけで分からなくて、蓋の下についています、いわゆる受け止めのところが劣化していたのかなという感じはします。そこに重たい車両がある一定の時間のっていたので、割れて落ちたという形になってまいります、町道、総延長393キロほど町でございまして、いろんな形で職員見てはおりますが、今後このようなことがないよう、なおさら気をつけて確認作業を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第15号 専決処分の報告について（専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

日程第3 議案第41号 第7次下郷町総合計画基本構想及び基本計画の策定について

○議長（湯田健二君） 日程第3、議案第41号 第7次下郷町総合計画基本構想及び基本計画の策定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） 皆様、おはようございます。それでは、私より議案第41号 第7次下郷町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてご説明をさせていただきます。

議案書9ページをお開きいただきたいと思います。来年度からの5年間を計画期間といたします第7次下郷町総合計画の策定作業が終了しましたことから、下郷町議会基本条例第9条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

本計画は、長期的な展望に立って下郷町の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために実施する施策や事業の体系と内容を示したものでございます。

計画の詳細につきましては、先日の議会全員協議会におきましてご説明をさせていただきましたとおりでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、議案第41号 第7次下郷町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 全員協議会においていろいろと質問させていただいたのですが、一番懸念としましたのが第6次総合政策の主な施策ごとの検証については予算編成時に行っているということでしたが、予算特別委員会で、自分だけでなく同僚議員の質疑などを聞いていても、しっかりとした検証が行われているとは思えませんでした。そして、令和7年度は第7次総合計画のスタートの年であるにもかかわらず、新規の取組が総合計画に盛り込まれていなかったり、総合計画に盛り込まれているものが消極的な回答であったりと、予算と総合計画が合致されていないと取れる内容でした。

そこで、検証は予算編成時に行うということでしたので、計画に記載してあるとおり、主な施策の検証結果を来年度から当初予算を提出される際に一緒に提示していただくことと、計画への記載漏れもありましたので、きちんと見直して来年計画の変更を出していただくことをお約束できないか伺いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの星和志議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、計画の内容の部分でございますが、計画書のほうの2ページをお開きいただきたいと思います。計画書、2ページでございます。第1章、計画の策定及び推進でございますが、こちらのほうの2番、計画の位置づけということで記載がございます。総合計画は、長期的な展望に立って、下郷町の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために実施する施策や事業の体系と内容を示したものであるというふうに記載がございます。

全員協議会の際にもご質問、ご意見頂戴しておりますが、あくまでも総合計画は全体の方向性でしたり、あとどういった形、まちづくりを目指していくかというのを示したものでございます。全員協議会の際にもお話がございました。事業を実施する際には細かい数字ですとか、そういったものを立てるのではないのかというふうなご質問、ご意見あったかと思いますが、当然それは事業実施の実施計画書というものが当然ございますので、それはそのそれぞれの部署で作成をしております。あるいは基本計画の、この本計画の中に各ジャンルごとに、各個別の計画がそれぞれのジャンルごとに記載はされておりますが、そちらのほうでもそういった数値的な目標、定量的な比較ができる目標というのは掲示している計画も中にはございます。ですので、細かい数値、定量的な比較ができるものを総合計画の中に落とし込むということは基本的に今のところは考えておりません。

それらの根本的な指標になる部分というのが計画書の19ページに4つの主要指標の目標ということで、定住人口、世帯数、就業者数、交流人口ということで、4指標につきましては数値的な目標として、全体の施策の総合的な目標として記載をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 細かい計画は載せる予定はないということですが、第6次では細かい計画まで載っていて、そしてその検証結果もホームページ等で公表するということが公表されていない。そして、細かい計画を載せないというのは、今後、載せていないからやなくていいという逃げの計画にしか聞こえないのですが、計画を達成するつもりがないとしか感じないのですが、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの星和志議員のご質問にお答えいたします。

もし今ほどご質問のございました消極的な姿勢ということで受け取られるようであれば、私の説明不足という点で、大変申し訳ございません。決してそういったことござい

ませんで、言葉としては全ての目標を第6次と同様、網羅していると、策定をしております、例えば観光客に対しての磨き上げをしていく、あるいは高齢者福祉を充実していくというふうな、それぞれの施策に対しての例えば目標でしたりですか、定量的な数字の目標値というふうな形になりますと、それぞれの改革のほうで網羅しておるということもあって、総合計画のほうに落とし込んでいないというふうな考え方になりますので、決して総合計画単体で全てのまちづくりに対する施策や事業が全て網羅されているという考えではありませんので、全体的な計画という形で今回の総合計画は位置づけられておりますので、それぞれを……

(何事か声あり)

○総合政策課長（佐藤英勝君） 申し訳ございません。総合計画ですので、先ほどの繰り返しになってしまうのですが、あくまでも4指標、4つの定住人口や世帯数、就業者数、交流人口等を示しまして、総合的な計画として今回の総合計画が位置づけられていると、いったことをご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 具体的に言ったほうがいいのかもしいないので、ちょっと言います。内容としまして、主な施策全部の検証が行われていないというのは、公表されていないということや、町民意見の反映も不十分なのかなと、ワークショップの参加者を見る限り。あと、回数、内容。あと、江川小学校や下郷中学校のプールができないにもかかわらず、水不足ということで、それなのにそちらの深刻な問題でもあるにもかかわらず対策が入っていないことや、関連する計画で町長がいつもおっしゃっている過疎計画などの計画も入っていない。あと、地域福祉計画、これも予算委員会で質問して入ってなかった。あと、人口減少、一番大事な部分なのですが、そちらもその現状を捉え切れている計画ではないですし、そしてアンケートでは、若年層の大部分が住み続けたいとは回答していないとも書いてあるにもかかわらず、その計画が薄いというか、甘いということと、あとこちらは最上位計画として5年間はこの計画を目標に進めていくことにもかかわらず、後で変更できると町長がおっしゃっていたのですが、その考えもどうなのか。計画というものが計画になっていないのではないのかという懸念点が結構読み込めば読み込むほどたくさんあるのですが、最上位計画ではないというのなら分かるのですけれども、最上位計画なのですよ。こちらちょっと今後5年不安なので、お示しください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの星和志議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

いろいろご指摘をいただいた部分ではありますが、表現がないからといって、その施策に取り込まないという考え方ではないというふうに私は認識をしております、例えば先ほどのプールの話であれば、これから恒常的に水不足が継続していくというものであれば何かしらの対応策というのを落とし込む必要が当然あるかと思うのですが、私は

臨時的な対策というふうな形になろうかと思しますので、例えば子ども・子育て支援策の充実というふうな部分の中でそれは網羅されているのかなというふうな考え方でおります。人口減少という話もございましたが、人口減少につきましては横断的視点を持って取り組むというふうにご説明の中でもさせていただいたとおりですし、例えば子ども・子育て充実という部分も、直結して少子化という部分への対応というふうになろうかと思いますが、当然それらについても取り組んでいくというふうな考えで計画の中にはさせていただいております。

策定の中身で、住民の声が反映するのが薄いのではないかというふうなご質問もございましたが、当然ワークショップについては、先日の全員協議会の中でも、確かにワークショップの回数少ないのではないかなというふうなご指摘いただいたところではあります。アンケート等は従前どおり実施をさせていただいてまして、様々なご意見を頂戴しているというふうな部分でそちらを反映しておりますので、決して町民の皆さんの声を吸い上げていないというふうな考え方では当然ないというふうには考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番の星君、会議規則に基づきまして3回を超えてはならないということになっておりますので、答弁漏れがあれば質問していただきたいと思います。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） もう今、年度末で、もうこの計画出されるということで、百歩譲ってというか、町長も変更は後でできるということなので……

○議長（湯田健二君） 新しいものは駄目ですよ。今までやったもの、3回の中の答弁漏れ。

○8番（星和志君） 関連です。

（「3回しか言えない」の声あり）

○8番（星和志君） 3回。

○議長（湯田健二君） 会議規則で3回以上は駄目なのです。

○8番（星和志君） 今3回目。

○議長（湯田健二君） ですから、今まで3回言うた中の答弁漏れがあれば、それを指示してもらって、それ以外は駄目、新たなものは駄目です。

（「答弁漏れがあるなら」の声あり）

○8番（星和志君） 答弁漏れが……答弁漏れ。それでいうと、検証結果の公表ですか。

あと、見直しをして、来年、計画の変更を出していただくことができないかという質問です。その2点が、今答弁されていなかったなので、お願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの星和志議員のご質問にお答えいたします。

検証結果の公表という点と見直しについてということの2点だったかと思いますが、まず検証結果の公表につきましては、まずホームページ等に総合計画、完成後の総合計画を掲載をさせていただく点、あと概要版について全戸配布で各世帯にお配りする点。

検証結果につきましては、あくまでも検証につきましては、総合計画自体もそうなのですが、細かい事業の検証については、先ほど申し上げたとおり、予算編成時で担当課あるいは総務課、財政担当課との交渉という中でさせていただいておりますので、そちらにつきましては、公表につきましてはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

見直しに関してですが、当然見直しする必要があるような重大な案件がもし発生すれば、その見直しというのは当然あり得る話だと考えております。今この時点で見直しが必要かどうかというのは、ちょっと必要はないというふうな考え方で今のところは進んでおります。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 第7次下郷町総合計画基本構想及び基本計画の策定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（湯田健二君） 日程第4、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りします。本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。
したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は原案のとおり可決されました。

日程第 5	議案第43号	農業委員会委員の任命について
日程第 6	議案第44号	農業委員会委員の任命について
日程第 7	議案第45号	農業委員会委員の任命について
日程第 8	議案第46号	農業委員会委員の任命について
日程第 9	議案第47号	農業委員会委員の任命について
日程第10	議案第48号	農業委員会委員の任命について
日程第11	議案第49号	農業委員会委員の任命について
日程第12	議案第50号	農業委員会委員の任命について
日程第13	議案第51号	農業委員会委員の任命について
日程第14	議案第52号	農業委員会委員の任命について
日程第15	議案第53号	農業委員会委員の任命について

○議長（湯田健二君） 日程第5、議案第43号 農業委員会委員の任命についての件から日程第15、議案第53号 農業委員会委員の任命についての件まで、11件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条第3項の規定により議案の説明を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号から議案第53号までの11件については議案の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。
したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第43号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第51号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第16、議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書22ページをお開きください。議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じまして、職員の給与に関する条例について改正をお願いするものであります。

改正の概要でございますが、給与表につきましては3級から6級の各級の初号給近辺の号給をカットすることにより、各級の初号給の給料月額を引き上げつつ、隣接する級間での給料月額の重なりを解消するため、号級構成を改めるものであります。

諸手当に関する改正といたしましては、扶養手当につきまして段階的に配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を増額するもので、通勤手当におきましては新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給するため、支給限度を15万円に引き上げ、単身赴任手当につきましては採用時から単身赴任手当の支給を可能にし、管理職員特別勤務手当では、平日深夜に係る支給対象時間を改めるものでございます。また、新たに定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の手当の支給拡大として、寒冷地手当を支給する改正でございます。

新旧対照表 1 ページをお開きいただきたいと思います。第 9 条、扶養手当でございますが、扶養手当に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を 1 人につき 1 万円から 1 万 3,000 円に増額改正するものでございます。

新旧対照表の 3 ページから 4 ページを御覧いただきたいと思います。第 11 条、通勤手当でございますが、通勤手当の引上げ、支給要件を改正するもので、現行の支給限度額 6 万 1,000 円から支給限度額を 15 万円に大きく引き上げ、新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給するものでございます。

第 11 条の 2、単身赴任手当でございますが、採用時から単身赴任手当の支給を可能にする改正でございます。

第 18 条の 2、管理職員特別勤務手当でございますが、平日深夜に係る支給対象時間帯を改正するもので、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に改めるものでございます。

新旧対照表 5 ページになりますが、第 23 条の 2、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外でございますが、手当の支給を見直すため、適用除外から寒冷地手当に関する条を削除し、定年前再任用短時間勤務職員に対し寒冷地手当を支給するため改めるものでございます。

続いて、新旧対照表 6 ページから 7 ページとなります。別表第 1、給与表を改正するもので、3 級から 6 級の各級の初号給近辺の号給をカットすることにより、各級の初号給の給料月額を引き上げつつ、隣接する級間での給料月額の重なりを解消するため、号給構成を改めるものであります。

議案書にお戻りいただきまして、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今ほどご説明した内容で改め、議案書 24 ページから 25 ページ、附則でございますが、第 1 項では、施行期日を一部を改正する条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

附則第 2 項、第 3 項は、号給の切替え、切替日前の異動者の号給の調整を定めるもので、附則別表により、切替日の前日において受けていた号給に応じて同表に定める号給とし、昇格等による級を異動した場合は、必要な調整を行うことができる規定を定めるものでございます。

附則第 4 項では、令和 7 年度の扶養手当につきましては、子に係る扶養手当の額を 1 万 1,500 円とし、配偶者に係る扶養手当を 3,000 円とする経過措置を定めるものでございます。

附則第 5 項では、単身赴任手当に関する経過措置、附則第 6 項では委任規定を定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8 番、星和志君。

○8 番（星和志君） ちょっとこれ難しい説明だったのですが、要約すると、簡単に言うとうどんといった意味なのか、ちょっと教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、数点ございまして、まず1つ目が給料表について号給構成を改めるとともに、給料月額を改正する改正が1つ目です。

あと、そのほかにつきましては、それぞれ手当についての改正となります。扶養手当につきましては、配偶者に係る扶養手当の廃止、もう一つが子に係る扶養手当の手当額を1万円から1万3,000円に上げていくこと、あと幾つか手当改正あるのですが、実際に申し上げましたけれども、現実的に職員が今該当する案件のみここでは紹介させていただきます。そのほかになりますと管理職員の特別勤務手当、こちらにつきましては該当する対象時間が午前零時から午前5時までというものが、午後10時から翌日の午前5時まで若干拡大した形でこの手当の適用を受けられる形になります。

あとは再任用職員に関しまして、寒冷地手当が今度支給されるよという、概略で申しますとそういう中身になります。該当します案件につきましては、以上の点かと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第55号 下郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第17、議案第55号 下郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） それでは、議案第55号 下郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の設定についてご説明いた

します。

議案書の32ページをお開きください。まず、1条の趣旨でございますが、地方税法第6条第2項の規定に基づき、県より地域再生法第5条第15項の認定を受けた地域再生計画に基づいて、固定資産税の免除等を行うものでございます。その地域再生計画とは、企業の立地条件を整備することにより、企業の地方拠点の形成、強化を支援し、地域における就労機会の創出を図ることを目的としております。

第2条の課税免除の内容でございますが、東京23区などから本社機能の移転や拡充を行う際に、事業用の土地、建物、売却資産などを新設、増設した事業者に対して、新たに課税されることになった年から3年度分に限り課税免除をするものとなっております。対象となる設備は、特別償却設備として新設または増築した家屋、構築物及び償却資産です。土地のほうも対象となります。

第3条の不均一課税についてですが、まず事業者の認定条件は、令和8年3月31日までに県の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、3年以内に特定業務施設を新設または増設すること、その特定業務施設において常時雇用される従業員が5人以上であること、特定業務施設において増加させる従業員が5人以上に加えて、東京23区にある本社機能移転の場合は、増加させる従業員数の過半数が東京23区にある事業所からの転勤者であるなどが挙げられております。

33ページの表を御覧ください。事業欄の法第17条の2第1項第1号に掲げる事業は、東京23区から本社機能を移転する場合に適用されるものであり、初年度の税額はゼロ、2年度は100分の0.35、3年度は100分の0.7と変動して税金を適用させるものであります。

下段の法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、東京23区以外からの本社機能の移転や地方に本社がある事業所が本社機能を拡充するために適用されるものであり、こちらのほうは初年度の税率はゼロ、2年度は100分の0.467、3年度100分の0.933の税率を適用させる特例優遇措置を講ずるものであります。

先ほども説明いたしました、事業者のほうに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を申請し、認定を受けることによって課税の特例等の支援措置を受けるものができるものとなっております。現段階では当該認定された事業所はございませんが、今後、企業の誘致を図るためにも、本条例を制定、整備するものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　これは新しく制定される条例ですね。今までになかった件ですね。今説明された中に、例えば東京23区よりとか、23区以外とか、その文言等は全く何も入っていないのですけれども、例えばあとは5人以上どうのこうのっておっしゃっていたのですが、これは全くこの中に入っていないでも大丈夫な文言なのでしょうか。

これ、先ほどのこの前の条例もそうだったのですけれども、我々全く理解できない部分いっぱいあるのです。だから、具体的な資料として、例えばここはこうなった、これ

はこうなったというような資料のようなものというのは出せないのでしょうか。その点お伺いしたいのですが。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 今ほどの山名田議員のご質問にお答えいたします。

あくまでもこちらは地域再生法を基にしまして、事業所のほうが県のほうにまず申請を出していただいて、そちらの許可を受けて、認可を受けた者のみが当町のほうでの固定資産税のほうの減免を受けられるという中身になっておりますので、そちらの詳細の認定とかそういった部分に関しては県のほうの担当になりますので、今現在は下郷、該当する事業所はございませんが、県内1町村、もしくは拡充型ですと3町村を除く全域において58市町村が該当地域となっておりまして、今後拡充するためにも広く県のほうで認定を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 県が認定するのは分かります。申請があつて県が認定するわけなのですが、我々が今該当する企業はないということも分かります。ただ、今説明された中の、東京23区よりとか、23区以外とか、そういった文言が全く入っていないのですが、それは県のほうにある条例の中に入っているから、例えば下郷で条例をつくる時にはそういった文言は入れなくてもいいのかということで先ほどお伺いしたので、もうちょっと具体的な、これは条例として分かりますが、何か我々に分かるような何か資料というのはできないものなのかなというふうに質問したのですが。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 今ほどの山名田議員のご質問にお答えいたします。

こちらの地域再生法のほうで、表のほうの法第17条の2第1項第1号といいますのがそちらの地域再生法の中に挙げられております、23区からの本社機能を移転する中身が条文に入っております。こちらの中身に関しての町での税率は、右ほどの記載のとおり、減免をしますということで、こちらの条文のほうの17条の2第1項2号に掲げるものは、拡大型としまして地域再生法のほうで23区以外から本社を機能移転するものというふうにて定めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） だとすれば、この法第17条の2、この前に、これに係る云々かんぬんというのはやっぱり入れなくてもいいのでしょうか。ただ法第17条とかということで、それを説明する何か文言というのは、この条例の中に入っているのかどうか。具体的なちょっとした分かりやすい表というのは出せないのですね。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 県のほうでお示ししている地域再生法に基づくパンフレット等もございますので、次回よりこのような県の法令上に基づいて改正する場合にはそちらのほうも併せてご提示したいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君、答弁漏れありませんか。3回終わります。新たなのは駄目です。

○10番（山名田久美子君） 法第17条の前に、これ何の法なのかというのは入れなくてもいいのですかということだったのですけれども、それは入れなくてもいいのですか。

○議長（湯田健二君） 税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 申し訳ありません。右側の表のほうには法第17条の2という記載がございまして、ちょっと省略している部分がございましたが、左側の趣旨の部分で、法17条2という記載がございます。こちらのほうを準用していただいて、表のほうを確認いただければと思いますので。

（何事か声あり）

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） すみません。追加で申し訳ございません。趣旨の第1条の第2行のところに地域再生法（以下「法」という）形で記載がございまして、こちらの右の事業の法といいますのは地域再生法を示しているというものになります。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れありませんか。

1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 今この時期にこのような固定資産の減免、固定資産税を課税免除するというような条例を交付するということなのですから、これ何か企業をよく呼ぶのかなんとかという、私がいつも質問しているのですけれども、そういう思惑があつてのことなのか、ちょっと聞いてみたいと思うので。そうすれば町にとってもウィン・ウィンの関係というか、いいと思うのですけれども、その辺ちょっと聞かせていただきます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 1番、渡部議員のご質問にお答えいたします。

地域再生法といいますのは、県のほうで、やはり県外からの事業所誘致も含めて立てた計画でございます。こちら下郷町だけではなく、県内全域にわたりましてそういった企業の拠点をつくることを目的にしておりますので、そちらに準じた今回の条例の新設となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） なお、もう固定資産税ばかりでなく、法人税の例えば来た場合にそういう減免するとか、そういった条例もこれから出る、交付される可能性もあるということまで考えたら駄目なのですか。これからそういう方向性というのはないのですか。今回は固定資産税の……

○議長（湯田健二君） 渡部哲君、この条例に対しての質問であって、ほかのやつは駄目です。

○1番（渡部哲君） そうですか。すみません。では、以上でいいです。すみません。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

○1番（渡部哲君） はい。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） こちら課税免除される場合って、どちらが補填されるのですか。補填はされないのですか。課税免税されてしまうだけで、もしかして来たときに税収がなくなるわけではないのですか。それって国とか県から補填とかってはないのですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 8番、星和志議員の質問にお答えいたします。

今ほどの補填ということだったのですが、初年度のほうも減免相当分により補填率が4分の4、2年目に関しましては4分の3、3年目に対しては4分の2、移転型のみ補填されるという形となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） これどちらがくれるのですか。くれるというか、補填してくれるのですか。

○議長（湯田健二君） 税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 8番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

こちらは、全て国のほうから補填される中身となっております。

すみません、先ほど移転型のみと申し上げましたが、移転型と拡充型、両方に関しまして国の補助、補填等がございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 下郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。
ただいまより休憩します。（午前 11 時 00 分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午前 11 時 10 分）

○議長（湯田健二君） 日程に入る前に、議会事務局長より発言が求められておりますので、これを許可します。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） 休憩時間に請願・陳情の報告書と議員提出議案第 5 号の報告書関係、2 つ配らせていただきました。本来であれば本日の会議始まる前に議員の皆様、それから執行部の皆さんにお配りしているところだったのですが、配付漏れがございました。大変申し訳ございませんでした。休憩中の配付とさせていただきます。よろしくお願いします。

以上でございます。

日程第 18 議案第 56 号 下郷町犯罪被害者等支援条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第 18、議案第 56 号 下郷町犯罪被害者等支援条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 議案第 56 号 下郷町犯罪被害者等支援条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の 34 ページを御覧ください。本条例案では、犯罪等により被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族が一日も早く被害から回復し、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、町と県、警察など関係機関と連携、協力し、犯罪被害者を支え合い、安全で安心な社会の実現を目指すため、犯罪被害者等への支援の基本となる事項を条例で定めるものでございます。

それでは、条例案の主な内容についてご説明申し上げます。議案書の 35 ページを御覧ください。第 1 条では、犯罪被害者等基本法に基づきまして、下郷町、町民及び事業者の責務を明らかにし、支援の基本的となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復、軽減及び生活の再建を図ること、さらには犯罪被害者等を地域で支え、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会を実現することを目的としております。

第 3 条の基本理念でございますが、大きく 4 つの項目から構成されております。第 1 号では、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。第 2 号では、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び 2 次被害が生じることのないよう十分に配慮されること。

36ページをお開きください。第3号といたしまして、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。最後、第4号でございますが、町及び関係機関による相互の連携及び協力の下で行われることとしております。

第4条から第6条までは、町、町民、事業者の責務について記載されており、犯罪被害者等に関する施策を総合的に実施し、2次被害を生じさせないよう十分配慮し、これらを防止する内容となっております。特に家族を失った場合や財産を奪われるなど直接的な被害に加え、誹謗中傷や無責任なうわさ話などは逆に犯罪被害者等を傷つけてしまうおそれがございますので、そのようなことがないように、2次被害を防止するための責務となっております。

第7条第2項では、犯罪被害者等に関する相談や情報の提供を総合的に行う窓口を犯罪被害者等支援を所管する課に置くものとすると規定いたしました。相談窓口を一本化することで、ワンストップ対応の体制を整備することとしております。

さらに第8条では、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するための支援を行うと規定されております。町といたしましては、この条例案に基づきまして犯罪被害者の経済的負担軽減を図るため、県の補助金を活用しながら、犯罪被害者等見舞金制度を要綱で定めたいと考えております。なお、令和7年度当初予算におきましては、犯罪被害者等見舞金といたしまして、歳出、民生費、災害救助費の扶助費におきまして60万円、歳出では県補助金30万円の予算を計上いたしましたので、ご理解をお願いいたします。

37ページを御覧ください。第14条におきましては、学校における支援といたしまして、町内の教育機関に犯罪被害者等となられた児童や生徒がいる場合は、児童生徒が置かれている立場を十分に配慮し、学校や教育委員会と連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣や児童相談所等への取次ぎを行うなど、支援策を講じてまいりたいと思います。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

9番、星邦一君。

○9番（星邦一君）　今ほど下郷町の犯罪被害者等支援条例ということで、これというのは新聞の中でも県内でも半分ぐらいはこういう条例をつくっているということで報道されています。それに対して、今こういう条例、いろいろ1条から第16条までであるということ、設定したのですが、これに対して本当に町が役割を達成できるのか、役割を果たせるのか、本当にその被害に遭った方が支援をされるのかというのは、そのご家族の中、家庭かな。家庭関係に踏み込んでいけるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君）　9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

これは、福島県でも地方公共団体の地域に応じた施策を策定し、実施する責務を有す

ることから、福島県犯罪被害者等支援条例が令和４年に施行されております。町といたしましても、犯罪被害者等に対する支援について、町の姿勢や施策を明らかにするため、今回条例という形で提出させていただきました。こちらは、条例の中にもございますように、町や県、それから警察と連携していきまして、その役割を十分に認識いたしまして、もし犯罪被害者等の方がいらっしゃれば、町としても真摯に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　　９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　　やはり県の市町村の中でも約半分しか今こういう設定はしていないという報道があったので、やはりそういった意味でも踏み込めないという形で、まだ条例もつくっていない市町村もあると思うのです。ですから、やはり設定するに当たっては、やっぱり十分にご家族のほうの、被害者あった場合は十分に支援すると、サポートになるという形でやるということによろしいのですね。

○議長（湯田健二君）　　答弁を求めます。

健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君）　　９番、星邦一議員のご質問にお答えします。

町といたしましても被害の状況を明らかにした上で、被害者の方、被害に遭われた方に対しましてはできるだけ支援を講じて、十分な支援を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君）　　４番、湯田純朗君。

○４番（湯田純朗君）　　そうしますと、課長さん、こういう場合が起きた場合の組織図ってできていますか。これが条例が制定されてからつくるのですか。そういう事案が発生した場合に、誰がどういう対応をするのか。それはこれからつくるのですか。そこら辺教えてください。

○議長（湯田健二君）　　答弁を求めます。

健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君）　　４番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

まだ今回条例案の設定ということで、組織づくりについてはこれからの対応になるかと思われまます。なお、今回犯罪被害者等に対する支援については、保健や医療、それから福祉や介護制度を担当しております健康福祉課が窓口となって進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　　よろしいですか。

４番、湯田純朗君。

○４番（湯田純朗君）　　これ国とか県からそういうようなフローみたいな、こういう組織でつくるのだよとか、保健師はどの位置に入るとか、そういうの来ていないのですか。

○議長（湯田健二君）　　答弁を求めます。

健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 4 番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

この策定に当たりましては、既に県のほうで研修会や講習会を開きまして、この条例の策定となるものの基本的な考え方等について研修を受けております。今後、例えば保健師の対応ですとか相談窓口とか、これから整備することになるかと思いますが、現在のところそこまでの体制は整っておりませんので、今後これらの条例を施行するに当たりまして、きちっとした形で体制づくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

4 番、湯田純朗君。

○4 番（湯田純朗君） こういう時代ですから、いつ起きるかもしれませんので、なるべく早くやってください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁よろしいですか。

○4 番（湯田純朗君） はい。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 下郷町犯罪被害者等支援条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第57号 下郷町野外活動施設条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第19、議案第57号 下郷町野外活動施設条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） それでは、議案第57号 下郷町野外活動施設条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。

議案書38ページと新旧対照表の8ページを併せて御覧いただきたいと思います。今回の条例の設定につきましては、養鱒公園いこいの広場に設置されておりますゴーカート

につきまして、近年の物価高騰の影響を踏まえまして、使用料の改定並びに使用料体系の整理を行うものでございます。

それでは、改正点につきましてご説明を申し上げます。新旧対照表 8 ページを御覧いただきたいと思います。別表（第 7 条関係）の中段、ゴーカートでございます。下線が引かれている場所が改正箇所となります。表の右側、改正前では、1 人乗りが 1 周 260 円、1 人乗りの 2 周 360 円、2 人乗りが 1 周 360 円、2 周 570 円と 4 つの区分で使用料のほうを設定しておりましたが、表の左側、改正後になります。周回数による差異をなくしまして、1 人乗りにつきましては 1 周 400 円に、2 人乗りにつきましては 1 周 500 円にそれぞれ改定するもので、利用者、運営者ともに分かりやすい使用料の体系といたしまして、令和 7 年 4 月 1 日からの施行を予定するものでございます。

以上、議案第 57 号 下郷町野外活動施設条例の一部を改正する条例の設定につきましてご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10 番、山名田久美子君。

○10 番（山名田久美子君） ちょっとお伺いします。

今まで私もあまり乗ったことないので分からなかったのですが、1 周と 2 周というのがあったわけですね、ゴーカート。それが 1 周だけの料金になる。これ例えば 2 周乗るとなれば、1 人乗りだったら 800 円になるという考え方でよろしいのですか。単純に倍になるということですね。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの山名田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今ほど議員からおただしのあったとおりで、例えば 1 人乗りの場合を 2 周する場合ですと 800 円になるというふうな考え方になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 57 号 下郷町野外活動施設条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第20、議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書40ページでございます。議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてでございますが、令和4年に刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、職員の給与に関する条例、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、下郷町議会の個人情報の保護に関する条例の3つの条例について一部改正をお願いするものであります。

改正の概要でございますが、刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を統合し拘禁刑が創設されたことに伴い、条例中の「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

新旧対照表の9ページから11ページを御覧いただきたいと思います。第1条による改正では、職員の給与に関する条例、第2条による改正では議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、第3条による改正では下郷町議会の個人情報の保護に関する条例の改正を行い、それぞれ「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてにつきましては、今ほどご説明した内容で改め、議案第41ページから42ページ、附則でございますが、第1項では、施行期日を、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年6月1日）から施行するものであります。

附則第2項、第3項及び第4項では、経過措置を設けるもので、欠格条項など、資格制限の対象としている場合等に、その対象となる範囲に影響が生じないように規定を定めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 3条の下郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例ということで上がっているのですが、本日、議員提出議案として最後に出るかと思うのですが、中身が違う、提案の理由が違うのですが、一つの議会の中で、この2件を同時に提出することは可能なのでしょうか。それだけちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま10番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

今ほど言われた議員提出議案でも上がる予定のものが、こういう形で上がって大丈夫かというご質問でございますが、職員の給与等に関しましてもそういう事例ございますので、その辺は附則によって調整いたしまして、可能という判断で運用してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第59号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第21、議案第59号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 議案第59号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の43ページを御覧ください。本条例案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布されたことに伴い、改正後の児童扶養手当法及び施行令が昨年11月1日から適用となりました。さらに当該法令の規定を準用しております福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱が令和6年12月3日で一部改正されたため、下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の44ページ及び新旧対照表の12ページと13ページをお開き願います。改正の内容でございますが、初めに第2条、ひとり親家庭の用語の定義の表におきまし

て、13ページの第8号、「父又は母が母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を追加するものであります。これまで保護命令として第10条第1項に規定されておりました接近禁止命令及び退去等命令につきまして、保護制度命令の拡充及び保護命令違反の厳罰化が第10条第1項及び第10条の2に分割されて規定されたことによりまして、本条例案におきましても所要の規定を整理するものでございます。

次の対象児童の項目につきましては、「18歳未満の者及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある者」、第2号では「18歳に達した日において学校教育法に規定する学校又は市町村長が定める学校、教育施設等に在籍している場合にあっては、その日以後における最初の3月31日までの間にある者」と規定しておりましたが、今回の改正では「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と就学の有無にかかわらず一律に改正するものでございます。

さらに13ページの助成の対象でございますが、第3条第3項第4号につきましては、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除、こちらは寡婦控除になりますが、こちらを削除し、さらに児童扶養手当法施行令におきまして所得制限が引き上げられたことによりまして、第2項の次に第1号を加え、「第8項」を「第7項」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして本条例案は令和6年11月1日から適用し、なお令和6年11月1日前の受診に係る医療費の助成につきましては、なお従前の例によるものとしております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第60号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第22、議案第60号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） それでは、議案第60号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の45ページを御覧ください。本条例案は、令和5年12月に閣議決定されましたこども未来戦略におきまして、国の基準を定めた関係省令等につきまして所要の改正が行われたことに伴い、小規模保育事業所等の職員配置基準について改正するものでございます。

主な改正点についてですが、小規模等保育施設において従事する職員数を定めた規定のうち、満3歳児以上満4歳に満たない児童の職員配置基準を20対1から15対1へ、満4歳以上の児童の職員配置基準を30対1から25対1へ併せて引き下げる内容でございます。

それでは、議案書の46ページと新旧対照表の15ページをお開きください。第29条及び第31条では、小規模保育事業所、第44条では保育所型事業所内保育事業所、第47条では小規模型事業所内保育事業所における保育士数について、それぞれ満3歳から満4歳に満たない児童の場合は、「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に、満4歳児以上の児童の場合には「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」にそれぞれ改正する内容でございます。

なお、小規模保育事業所や事業所内保育所等につきましては、現在のところ町内に該当施設はございませんが、国が定めた関係省令等に基づきまして、地方公共団体では条例で定めることとされておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第61号 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第23、議案第61号 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 続きまして、議案第61号 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

議案書の47ページから51ページ並びに別添新旧対照表を併せて御覧いただきたいと思っています。まず、48ページをお開きください。5行目でございますが、下郷町給水条例の一部を改正する条例、第1条及び第2条中「下郷町水道事業」を「下郷町簡易水道事業」に改めるものでございます。

また、別表1を次のように改めるものでございます。

なお、今回の改正につきましては、現在並行して事務を進めております下郷町簡易水道統合認可申請を踏まえまして、内容の変更、修正を図っております。変更箇所につきましては、欄左側の名称の変更、給水区域の修正及び計画給水人口並びに計画1日最大給水量の変更でございます。

詳細につきましては、別添の新旧対照表の17ページお開きいただきたいと思っています。17ページに新旧対照表ございまして、改正前が右側、改正後が左側になっております。第1条、第2条におきまして、「下郷町水道事業」という表現を「下郷町簡易水道事業」というふうに見直してございます。

続いて別表でございますが、右側の改正前につきましては、下郷町水道事業といたしまして、別表の中で、上からあります湯野上簡易水道、大内簡易水道、次のページ行きますと中山、水門、小出簡易水道事業という形で、それぞれの地区が簡易水道事業という表現になってございました。またその下、19ページ、下郷町統合簡易水道事業でございますが、こちらは栄富、日暮、旭田地区の3簡水で統合簡易水道事業となっておりましたが、右の新たな下郷町簡易水道事業におきましては、この名称を各地区割りに名称の表現を変えております。変更しております。17ページでいきますと「湯野上簡易水道」から「湯野上地区」、下であれば「大内簡易水道」事業から「大内地区」並びに次のページも以下同様でございまして、統合簡易水道の19ページにつきましては、「栄富・旭田・日暮地区」という形でそれぞれ分けたものでございます。

最後のページに野際新田というところまでございまして、ここに合計が入っておりますが、いわゆる計画給水人口でありますと、上から足してまいりますと計3,916人となります。修正前、いわゆる以前の中身ですと7,223人から3,916人というような内容になってございます。

変更点は以上となります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8 番、星和志君。

○8 番（星和志君）　改正に直接関する質問ではないのですが、この数字が計画給水人口が半分になっているところがあるのに、計画 1 日最大の給水量が半分になっていないというのは、漏水とかが関連してこういう数字になっているのでしょうか。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　ただいまの 8 番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、計画給水人口の考え方でございますが、以前の条例は平成10年当時の内容でございました。いわゆるこの計画給水人口の中には区域内の人口がございまして、その中に給水区域というのがございますので、当然区域内の人口と給水区域の人口はイコールではありません。加入率というのもございますので、これを統合して計算しますと前回から約半分のところに落ちている人口もございます。ただし、計画 1 日の最大の給水量ということで、こちらはちょっと計算式的には複雑になってまいりますが、今議員おただしもありましたが、この中での有収率、また無収率とも言いますが、いわゆる漏水の部分と、あとは 1 日の平均給水量、これに施設の負荷率というのがありまして、これをコンサルで計算しまして、1 日最大の給水量を算出するというような中身になっております。全く半分になっていたり、この率合ではちょっと違うと思われる部分もありますが、これは施設の中身から来るものでありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君）　5 番、猪股謙喜君。

○5 番（猪股謙喜君）　まず、名称変更の件で 1 つ。簡易水道という名称に戻したというのですか、統合簡水という名称を簡易水道に戻した理由。

それから、給水人口の算出の方法なのですが、あくまでも住んでいる人の人口を基に算定しているような感じがしますが、交流人口の部分で考える、交流人口の増減を含めた人口の算出方というのもあるかと思うのですが、そこら辺はこの数字に落ち着いた理由をお尋ねします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　5 番、猪股謙喜議員のただいまの質問に答えたいと思います。

まず、名称の変更でございしますが、以前から下郷町簡易水道事業に 5 簡易水道というのがありまして、下郷町水道事業の中に湯野上簡水事業、大内簡易水道事業、中山簡易水道事業、水門簡易水道事業、小出簡易水道という形で、それぞれに簡易水道事業という名称をつくっておりまして、1 点、統合簡水だけが 3 地区で統合していますので、そのような表記をしておりましたが、今後は名称を下郷町簡易水道事業という一つの名称

で統一しますので、各地区ごとの表記に直したと。湯野上地区並びに水門、小出地区というような表現にしていますので、全体としては1簡易水道事業になります。今までは5簡易水道事業に1統合簡易水道事業があったという形で、ちょっとなかなか話するとあれですが、今度これを全て一本化するというような中身になっています。よろしいでしょうか。

あと、給水人口に関しましては、これはあくまで定住人口の中の給水人口という表現で算出していますので、特に交流人口という部分で大きく変動するというものではございません。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 再質問ですが、統合簡水という名称で始まったのが二十数年前かな、とは思いますが、それ以前は簡易水道事業という名前でそれぞれに名称が振り分けられたと思うのです。それで、統合簡水にすると、法律上、水道法との絡みで下郷町には不利になるようなことを聞いたので、統合簡水という名称を使わないようにしようという話も出ていたのですが、統合簡水という名称を使って、また元に戻して、最終的に下郷町簡易水道事業ということで、本来であれば水道事業を一本化する名称として下郷町簡易水道という名称にしたという理解でいいのかどうかということです。

それと、給水人口ですけれども、変動の激しい地区があるわけですが、大内宿をはじめとして。1日の給水人口が季節変動もありますし、一番大きいのは季節変動でしょうか。そういった部分で水が足りなくなると、計画的にあらかじめ貯水池に水をためておく等で対応していると思うのですが、そこら辺は人口減っても変わらないのでしょうか。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

昔の話は、ちょっと私分らない部分あるのですが、平成10年当時に5簡易水道1統合簡易水道という形でスタートしている中身になっております。当然、今までの中でも見直しの議論はあったのかもしれませんが、今回簡易水道事業という形で、この中身を一本化していただきますと、先ほど申したように給水人口が5,000人を割ってまいります。そもそも簡易水道事業というのは、いわゆる101人から5,000人以下となっておりますので、給水人口がこの場合減ることによりまして5,000人未満になりますので、一つの簡易水道という形で統合、統合といいますか、統一ですか。一本化することが可能になってまいります。今回の見直しの理由にもあるのですが、今後、国庫補助金の活用も1簡易水道として申請も可能となってまいりますので、そういった意味で今回一本化させていただくというような内容になってございます。

あと、給水人口が……

（「給水人口で季節変動なるわけでしょう」の声あり）

○参事兼建設課長（玉川武之君） こちらは、あくまで地元、地域に住んでいる人の人口並

びにそこからいわゆる加入率といいますか、そこからいきますので、いわゆる流動人口、いわゆる交流人口的なものは入っておりません。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 1 番、渡部哲君。

○1 番（渡部哲君） これ7,223から3,916人、約半分なのですけれども、これに減らすことによって何か、経費の削減ということを考えておられるのかどうかということなのですけれども。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 給水人口が減るということで、経費の削減とかそういう部分は全然考えておりません。逆に給水人口は減ってしまうのですが、今後補助申請とかいろいろ出てまいりますけれども、そういう意味では大きな金額がかかる場合もございます。逆に言いますと、1人当たりの単価が高くなってくるといような内容かもしれません。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第62号 下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する 条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第24、議案第62号 下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） それでは、議案書52ページを御覧ください。議案第62号 下郷

中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、併せて新旧対照表21ページも御覧ください。

中学校の夜間照明施設では、現在まで使用につきましては1時間当たりの使用料と、区分につきましては野球とソフトボールの使用料として設定しておりましたが、こちら全点灯と半点灯の区分で使用できますので、その全点灯と半点灯の区分に改正、それから1時間当たりの使用料となっておりましたが、これを30分単位での使用料に改めまして、さらに議会12月会議でコミュニティセンターのナイター使用料を100円単位としたことによりまして、中学校夜間照明施設の使用料も100円単位に改定するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君）　こちら施設使用料が上がったということで、ここは営利は別に求めているのかもしれませんが、どのぐらい、これ使った電気代とこの使用料でどのぐらい赤字というか、マイナスになるのか、それともどのぐらいの金額だと追いつくのかというのを何か試算があればお聞きしたいです、参考までに。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君）　8番、星和志議員のご質問にお答えしますが、こちら公共施設ということで、最低限の使用料という形で、赤字とか黒字につきましては、そういった計算是しておりません。最低限、コミュニティセンターの部分では施設が新たに新しくなっているということと、あと中学校につきましてはそういった野球場としてということではなくて、多目的に使えるナイター施設となっておりますので、最大では800円ほど値段がコミュニティセンターと中学校の分については違います、新たに4月から改定されたとしても、最低限の一応使用料という形で求めるような形にしておりますので、経費的についてもそんなに赤字にならないぐらいの金額かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君）　ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号　下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例

の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午後 0時00分）

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午後 1時00分）

日程第25 議案第63号 下郷町三彩館（下郷町農村交流体験施設）等の指定管理における指定期間の変更について

○議長（湯田健二君） 日程第25号、議案第63号 下郷町三彩館（下郷町農村交流体験施設）等の指定管理における指定期間の変更についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 54ページをお開きください。議案第63号 下郷町三彩館（下郷町農村交流体験施設）等の指定管理における指定期間の変更についてでございますが、令和5年度3月会議においてご議決賜りました一般財団法人下郷町観光公社を指定管理者とした下郷町三彩館、中山花の郷公園、大内宿食の館の3施設についてでございますが、物価高騰や労働力不足の影響から、安定的な経営の見込みが立たないとの判断から、期間を「令和6年4月1日から令和11年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」に変更いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） こちら安定的な見込みが立たないということで契約破棄したわけですが、この契約破棄された場合の指定管理料の返還や違約金はあるのでしょうか。

あと、去年の刈り払いは観光公社が行ったということだったのでしょうか。それお聞きします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの星和志議員のご質問にお答えをさせていただきます。

指定管理料につきましては、総合政策課のほうで予算化しておりますので、違約金等のご質問につきましては私のほうから答弁させていただきたいと思っております。特段違約金につきましては、令和6年度末をもってということになりますことから、令和6年度以降の部分につきましては特段予算化しているものでございませぬので、例えば年度途中ですとか、そういったことになればそういったものが発生する可能性は当然あるかと思

いますが、現時点ではそういったものは発生していないということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 昨年度の中山三彩館での刈り払いの対応についてでございますが、昨年度は地元の中山地区で過去やっていた経緯はあったのですが、なかなかそれが難しくなってきたということで、臨時的に総務課のほうで対応させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） もう去年の時点から刈り払いもせず、管理していなかったということですね。

そして、所管事務調査でも養鱒公園に行ったのですけれども、そのときはまだ指定管理中なのでいいのですが、三彩館のものを養鱒施設に使っているということで、指定管理中なのでいいのかなと思ったのですが、今後その返却とかもいろいろあるのでしょうか、まず5年契約が1年で契約破棄されるという軽薄な契約の理由は、指定管理者の代表者の変更なしで書いてあるとおり、同じだからこれすごく甘い契約になってしまうのではないのでしょうか。これやめたほうがいいと思うのです。これが多分根本理由だと思うのです。これが契約が軽薄なものになってしまうという問題なので、それ問題、ちょっと変えていったほうが、取り組んでいったほうがいいと思います。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの星和志議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、5年間としていました指定期間のほうが短くなった、1年度限りとなった理由でございますが、内容としましては先ほど総務課のほうから、総務課長のほうからご説明がありましたとおり、近年の物価高騰、あるいは労働力不足の影響により安定的な経営が見込めない点が1点、あと最初の5年間とした契約期間の中身でございますが、コロナ禍以降の回復に期待していた部分は当然ございまして、令和5年度、令和6年度の経営の中身のほうが想定ほどの回復が見込めなかったというのが、2点が大きな理由となっております。

あと、先ほど総務課長のほうから草刈りについて、中山花の郷公園の草刈りについてのお話ございましたが、令和5年度は町直営で、作業賃金として予算化をさせていただいております。令和6年度については観光公社のほうで草刈りの管理のほうをお願いしております。令和7年度につきましては、私、総合政策課の予算のほうで作業賃金ということで、先日予算委員会のほうでお話をさせていただきましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） この契約破棄の理由が見込みが立たないとか、回復の見込みがなかったということで、そんなことはもう去年契約した時点から分かっていたと思うのですが、これどちらに責任があるのですか。そんなどちらも分かっていたことを何でわざわざ契約したのか。見込みが全てにおいて甘いですが、その改善、それを改善していくにはどうすればいいのですか。何か全体的に見込みが甘いことが多いのですが、それ改善しないと町が成り立っていかなくなってしまうので、何かコンサル入れるなり何かしないと、全体的にこんなことばかり言っているの、何か考えたほうがよろしいのかと思いますから、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの星和志議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、見込みが甘いというふうな大変厳しいご意見ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと猛省しております。当然予算委員会の中でも、次年度予算を組み立てて編成をしていく中で、より緻密な設計でしたり編成をというふうなご指摘もいただいていたこともございますので、今後、より精査した中身でチェック体制厳しくしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

町長、星學君。

○町長（星學君） 観光公社の関係の指定管理については、三彩館及び公園、それから食の館、これはリゾート法によって県の電源交付金で設置した経過がございます。そのほかに大内の駐車場等いろいろございまして、あの当時やっぱりリゾート法に大内中山地区が選定されていたのですけれども、それが実現できなかった。第三セクター的なものをつくって事業を進めようとしていたわけですが、バブル経済がはじけてしまって、また主要の株主である会社が撤退するというようなことになって、リゾート法による第三セクターの運営はできなくなってきたということから、県で心配をしまして、下郷町で計画するものについて、何かあったら県で応援しますよというようなことから、3つの事業が入ってきたわけですが、その中の2つであるということで、それを直営にすれば一時的にあったのです、中山公園なんかは。なかなかその管理がお金がかかるということと、やはり業者さんのほうでも年に何回かって決まった請負の仕方だったので、管理ができなくなってしまったということで、中山の行政区にお願いした経過がございます。ただし、この中山の行政区も高齢化になって、それができなくなってきまして、町で直接5年度はやるようになったと。それから、6年度については観光公社が刈り払いの人員を募集したところ、14名の方が申し込んできて、その分で観光公社にその賃金の予算を指定管理料の中に入れて、そしてその刈り払いの人たちにやってもらうということが今までのやり方だった。

それで、理事会でも２回ほど協議しまして、やっぱり理事会の決定は、今まで開業というか、始めてからずっと赤字、三角の数字があって、中山三彩館で言いますと、トータル的には6,625万4,158円の赤字決算、トータル的に。平成13年から始めた。ただし、平成16年度の決算についてはちょっと書類がないということで、これ探してもなかったのですが、それを除きまして6,625万4,158円の差引き赤字となったわけです。

それから、食の館については、これも16年度の決算の中身がないということで、事務局のほうで。これがトータルすると5,646万4,986円の赤字だと。こういう年間何百万円かの赤字を出して、今からずっと続けるよりも、もう少し具体的にいろいろな方から意見を聞いて、そしてこのやり方をどういうふうにしたらよいかということをもう一度見直したほうがいいのではないかとということで、指定管理を１年早めて期間を短くしたというのがこの条例の提案理由でございます。よろしくご理解いただければと思います。

○議長（湯田健二君）　　９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　　ただいまの町長のお答えで大変な赤字だということで、やむなく３月31でやるということなのですが、やはりこの建物、３地区、３建物、有効に使うには、やはり第三者の指定管理というのは募るべきだと私は思うのです。何らかの形で、おいしいものを作ればどんどんお客が来るという形で、やはり立派な建物なので、有効に使うにはやっぱり指定管理者を募って入れたほうが私は町も発展するのではないかなと思いますので、これはなるべく早めにやらないと老朽化をしますので、この辺も踏まえてPRをやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君）　　総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　　ただいまのご質問にお答えいたします。

今ほどの質問で有効活用という話なのですが、令和７年度の中で町公共施設個別施設計画の検討委員会再度立ち上げまして、その３施設について、今後の運用方針等について検討していく予定の予算を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君）　　９番、星邦一君。

○９番（星邦一君）　　中見ちょっと私も抜けてしまったのですが、やはり１年使わないともう本当に建物自体駄目になると思うのです。周りも草も生えている。草刈りはやるという計上していると思うのですが、中を大切にするには早めにそういった指定管理者入れるようにやはり努力すべきだと思いますので、今後よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　　答弁はよろしいですか。

（「いいです」の声あり）

○議長（湯田健二君）　　町長、星學君。

○町長（星學君）　　今９番議員言ったように早めに予算措置をしていただければ、意見を聞いて、どのようにするか運営の方法を検討して、その結論を得たいと思います。

以上です。よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君）　　１番、渡部哲君。

○１番（渡部哲君）　　これ大分債務が累積しているようなので、これ損失補填するのにはどこから捻出するか、その辺が何か曖昧な感じで、もう一番肝腎な話だと思うのです。

(何事か声あり)

○1 番(渡部哲君) 一応そういうことを聞きたいと思って。

○議長(湯田健二君) 町長、星學君。

○町長(星學君) 渡部哲議員の質問にお答えしますが、今赤字になってきたということを説明したと思うのですが、それは今までは指定管理料として払っていたからトータルのには、数字的には赤字出ているけれども、指定管理料でやっていただくと。だから、それは赤字という部分でなくて、観光公社の中の全般的なやつでいくと指定管理料だとかそれが入って、初めて予算残も出ると。だから、部分的に見ると指定管理料で処理していたと、会計上は。会計上でなくて、赤字の分は指定管理料だということですから、理解してください。

○議長(湯田健二君) 1 番、よろしいですか。

1 番、渡部哲君。

○1 番(渡部哲君) それも分かるのだけれども、赤字をずっと垂れ、そういう計算、消していけないのでは前へ進まないと思うのだけれども、それはどういうふうな形で処理するのか、ちょっとお伺いしたいです。

○議長(湯田健二君) 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長(佐藤英勝君) 大変失礼しました。ただいま町長のほうからお話ありましたのは、食の館と三彩館の赤字の分を隔年で処理していた部分をトータルした今までの施設の設置から現状までの赤字分を合計したものを申し上げさせていただきまして、実際は単年度単年度、運営会社である下郷町観光公社のほうで黒字の部分、あるいは指定管理料が入った部分で相殺されておりますので、累積して借金で現在残っている金額ではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(湯田健二君) 1 番、渡部哲君。

○1 番(渡部哲君) 相殺されているということで話なので、了解しました。

以上です。

○議長(湯田健二君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 下郷町三彩館(下郷町農村交流体験施設)等の指定管理における指定期間の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第64号 町道の路線変更について

- 議長（湯田健二君） 日程第26、議案第64号 町道の路線変更についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

建設課長、玉川武之君。

- 参事兼建設課長（玉川武之君） それでは続きまして、議案第64号 町道の路線変更についてご説明させていただきます。

議案書の55ページから56ページ並びに別添議案第64号資料を併せて御覧いただきたいと思えます。まず、56ページをお開きください。今回、町道の終点変更に伴う路線変更につきましては1路線でございます。整理番号3044番、町道芦ノ原後山2号線でございます。起点につきましては、大字高隣字芦ノ原68番地先から変更はございません。なお、終点につきましては、大字高隣字後山甲2773番1地先までから大字高隣字後山甲989番地先までに変更するものでございます。伴いまして、延長788.2メートルから948.1メートル、幅員が5.1メートルから2.5メートルから、5.3メートルから2.6メートルに変更するものでございます。

この路線につきましては、現在県営事業で進められております芦ノ原地区の営農飲雑用水整備事業に伴い、道路台帳を精査したところ、現況との差異が確認されましたので、内容を修正変更するものでございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

- 議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 町道の路線変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第65号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第12号）

日程第28 議案第66号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第 29 議案第 67 号 令和 6 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（湯田健二君） この際、日程第27、議案第65号 令和 6 年度下郷町一般会計補正予算（第12号）の件から日程第29、議案第67号 令和 6 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）までの 3 件を一括議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

議案第65号については総務課長、湯田英幸君、議案第66号及び67号については町民課長、星敦史君の順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 57ページを御覧ください。議案第65号 令和 6 年度下郷町一般会計補正予算（第12号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,927万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億8,037万6,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、本補正につきましては、今後の事業に備えた基金積立金の計上、その他、事業の完了や額の確定等に伴い今後の執行見込みを精査し、予算の整理を行うものであります。

65ページを御覧ください。歳入の主なものからご説明申し上げます。10款地方交付税でございますが、令和 6 年度普通交付税の再算定に伴う追加交付決定により、7,827万7,000円を増額するものでございます。

14款国庫支出金でございますが、額の確定により予算の整理を行うもので、合計で8,706万9,000円を減額するものでございます。

2 項国庫補助金、3 目土木費国庫補助金、1 節道路橋梁費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金3,845万9,000円、防災安全交付金事業国庫補助金を2,491万3,000円、道路メンテナンス事業国庫補助金を2,999万4,000円、それぞれ減額しております。

15款県支出金でございますが、額の確定等により、合計で1,122万6,000円を減額するものでございます。

1 目民生費県負担金では、国民健康保険基盤安定負担金を230万1,000円減額しております。

66ページをお開きいただきまして、1 目総務費県補助金では、地域創生総合支援事業補助金を249万1,000円、ふくしま移住支援金給付事業補助金を150万円、それぞれ減額しております。

4 目農林水産業費県補助金では、農業委員会補助金を120万2,000円減額しております。

7 目土木費県補助金では、福島県空き家対策総合支援事業補助金を150万円減額しております。

67ページを御覧いただきまして、17款寄附金でございますが、昨年12月 9 日に会津若松市立正佼成会会津教会様より 5 万円、本年 2 月 3 日に会津若松市、渡部平次様より 8 万2,000円、それぞれ寄附をいただいたことから、一般寄附金においてその合計額13万

2,000円を計上するものでございます。

18款繰入金につきましては、合計で210万円を減額するもので、事業費の精査により、ふるさと創生基金及び生活環境設備基金から繰入金等の整理を行っております。

20款諸収入につきましては、合計で184万2,000円を増額するものでございます。

雑入において、南会津地域恵み安全対策協議会開催に伴う分配金を192万1,000円計上しております。

次に、歳出の主な補正についてご説明申し上げます。68ページを御覧ください。2款総務費でございますが、合計で1億5,452万3,000円を増額するものでございます。

企画費におきまして、見込額の精査により、企業支援事業補助金を124万円、住宅取得支援事業補助金を130万円、空き家対策総合支援事業補助金を150万円、下郷町移住支援金を200万円、それぞれ減額しております。

11目財政調整基金積立金につきましては、歳入でご説明申し上げました普通交付税算定額に伴う追加交付額のうち、臨時財政対策債償還基金費1,841万9,000円を国が示す取扱いに基づき、同基金へ積み立てるものでございます。

17目公共施設等整備基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため、積立金を1億5,000万円増額するものでございます。

70ページ、3款民生費でございますが、合計で660万7,000円を減額するもので、額の確定等により、1目社会福祉総務費におきまして、国民健康保険特別会計繰出金を381万5,000円、3目老人福祉費では、後期高齢者医療特別会計繰出金を159万2,000円、それぞれ減額いたしております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費におきましては、見込額の精査により、出産・子育て応援交付金を120万円減額しております。

71ページ、4款衛生費でございますが、合計で208万4,000円を減額するもので、2項清掃費、1目清掃総務費におきましては、見込額の精査により、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を196万2,000円減額しております。

6款農林水産業費でございますが、事業費の確定等により、合計で761万8,000円を減額するもので、3目農業振興費におきまして、見込額の精査により、農用地利用集積事業補助金を245万3,000円減額しております。

5目農地費におきましては、芦ノ原区営農飲雑用水施設に係る県事業の工事完了が遅れたことなどから、水質検査手数料141万7,000円を減額し、72ページでは額の確定により、18節負担金、多面的機能支払交付金負担金を101万4,000円減額しております。

2項林業費、3目治山林道費では、測量調査範囲の拡大、増加により、大内地内における林道専用道整備に係る県営事業負担金24万4,000円を増額計上しております。

商工費でございますが、合計で375万円を減額するもので、1目商工振興費におきまして、額の確定等により、公庫・協同組合資金融資利子補給金を136万2,000円、小規模店舗持続化支援事業補助金を118万8,000円、それぞれ減額しております。

観光費では、見込額の精査により、観光協会補助金を100万円減額しております。

8款土木費でございますが、合計で8,027万8,000円を減額するもので、3目道路新設

改良費において、見込額の精査により、歳入でご説明申し上げました社会資本整備総合交付金事業国庫補助金を活用した補助事業及び町単独事業に係る委託料、工事請負費等の経費を合わせまして7,607万円を減額しております。

5項住宅費、1目住宅管理費におきましては、下中平団地改修等に係る工事請負費を274万8,000円減額しております。

消防費でございますが、合計で240万2,000円を減額するもので、1目非常備消防費におきまして、南会津地方広域市町村圏組合における出張所庁舎整備等に係る負担金を入札請け差等により176万1,000円減額しております。

10款教育費でございますが、合計で724万6,000円を減額するもので、教育振興費におきまして、見込額の精査により、児童生徒通学補助金を小中学校校合わせまして、190万円減額しております。

語学指導事業費では、南会津地方広域市町村圏組合における外国語指導助手配置事業の廃止により、負担金を329万2,000円減額しております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため予備費を減額し、整理を行っております。

続きまして、61ページを御覧いただきまして、繰越明許費でございますが、緊急自然災害防止対策事業（農業水利防災）、林道改良事業（林道大峠線）、がんばろ一下郷町ファイト商品券事業、物価高騰対応重点支援プレミアム商品券事業の4事業につきましては、事業の進捗状況等により、その完了が翌年度にわたる見込みとなるため、繰越明許費を設定し、令和7年度に繰り越すものでございます。

以上、補正予算の説明でございました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） 町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） それでは、続きまして私より議案第66号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明させていただきます。

議案書の77ページをお開きください。令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ381万5,000円を減額し、歳入歳出とも7億5,309万9,000円とするものでございます。

78ページから82ページにつきましては、総括でございますので省略させていただきます。

83ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）が157万7,000円の減、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）が48万9,000円の減、3節未就学児均等割保険料繰入金が3,000円の増、6節財政安定化支援事業繰入金が175万5,000円の減、8節産前産後保険料繰入金が3,000円の増、合わせまして381万5,000円を減額するものであります。これは、令和6年度の国及び県負担分の交付決定額が確定したことに伴うものでございます。

続きまして、84ページを御覧ください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料におきまして、業務完了に伴い、55万円を減額するものであります。

次に、3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付分、1 目一般被保険者医療給付費分が315万2,000円、2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分が45万円、3 項介護納付金分、1 目介護納付金分が21万3,000円、合計381万5,000円と、それぞれ同額分について、歳入について減額となる同額分の財源内訳を補正しております。

次に、8 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ですが、歳入歳出の調整による補正となりまして、326万5,000円を減額するものであります。

以上、令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の内容でございますので、ご審議よろしくお願いいたします。

なお、本補正につきましては、去る2月13日開催の令和7年下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますことを報告いたします。

続きまして、議案第67号 令和6年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。議案書の86ページをお開きください。令和6年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ360万1,000円を追加し、歳入歳出とも9,976万8,000円とするものでございます。

87ページから91ページにつきましては、総括でございますので省略させていただきます。

92ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、2 目普通徴収保険料、1 節現年度分におきまして449万8,000円を増額し、2,717万3,000円とするものであります。これは、福島県後期高齢者医療広域連合において、各年度における保険料の収入見込額が計算され、それを当初予算へ反映し計上いたしますが、令和6年度の保険料を算定するに当たり、基となる被保険者の所得金額算定において、年金所得増額分のみを考慮し、75歳に到達する新規加入者所得の増額分を例年より低く設定し算出したため、再計算の結果、保険料収入総額を増額することとなったものでございます。

次に、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、1 節保険基盤安定繰入金におきましては、89万7,000円を減額し、2,711万5,000円とするものです。これは、保険料の軽減対象となる被保険者のうち、低所得者や社会保険の被扶養者であった人の保険料軽減に要した費用で、令和6年度の県負担分の交付決定額確定に伴い、減額となるものでございます。

次に、3 目健康診査事業繰入金、1 節健康診査事業繰入金について、令和6年度の交付決定額の確定に伴い69万5,000円を減額し、6万9,000円へ、合わせて5 款諸収入、4 項雑入、2 目雑入、1 節雑入において69万5,000円を増額し、311万8,000円とするものでございます。これは、例年12月以降に交付決定される交付金であり、当初予算では一般会計よりの繰出金で計上しておりますが、交付額が確定したことに伴い、繰出金を減額するものでございます。

続きまして、93ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。2 款

後期高齢者医療広域連合納付費、1項後期高齢者医療広域連合納付費、1目後期高齢者医療広域連合納付費、18節負担金、補助及び交付金におきまして360万1,000円を増額し、9,479万2,000円とするものであります。これは、歳入でご説明しましたとおり、保険料の収入見込額の増に伴い、保険料納付費449万8,000円の増と、保険基盤安定負担金交付額89万7,000円の減によるものでございます。

以上、令和6年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容でございますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　すみません、先ほど説明があったときに、質問ではなく、金額読み違い何か所かあったような気がするのですが、大丈夫ですか。65ページの真ん中辺、道路メンテナンス事業国庫補助金「2,199万4,000円」を「2,999万4,000円」と言ったような気がするのです。

それとあともう一点が、72ページの負担金、多面的機能支払交付金負担金を、「111万4,000円」をこれ読み違えたような気がするのですが、でしたよね。たしかその読み違いがありましたよね。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　すみません。まず、歳入におきまして、道路メンテナンス事業国庫補助金でよろしかったでしょうか。こちら、私何ていう発言をしたか分かりませんが、正しくは「2,199万4,000円」です。

あとは多面的機能支払交付金負担金「111万4,000円」減額しておりますというふうに言っていなかったということですね。分かりました。では、その2か所訂正させていただきます。

○議長（湯田健二君）　よろしいですか。

（「訂正だけ」の声あり）

○議長（湯田健二君）　ほかにご質疑ありませんか。

（「すみません、今のは訂正お願いしたんで、質問ではありませんので。すみません、質問」の声あり）

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　改めて質問させていただきます。

65ページの普通交付税7,827万7,000円なのですが、これいつ交付決定されたものかお教えください。

それから、同じく65ページの3目1節道路橋梁費国庫補助金の3点がかなりの金額で収入を戻しておられますよね。その辺について、この補助金が出ないというふうに国からの決定があったのはいつだったのか、それをお教えください。

あと、これ保険のほうも全部まとめて質問してよろしいですか。

○議長（湯田健二君）　よろしいです。

○10番（山名田久美子君）　ちょっと保険のほうは、質問ではないのですが、後期高齢者のところで、今課長が説明された中には予備費という言葉は出なかったのですが、7日の日の町長の提案説明で、予備費で調整しましたと言われたような気がするのですが、そういったことなかったかどうか、これは質問ではなく、どうだったかなということでお聞きしたいと思います。

○議長（湯田健二君）　町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君）　すみません、今ほどの山名田議員のご質問にお答えいたします。

後期高齢医療法自体は、予備費自体がそもそも集まったお金を連合のほうへ全て納付するという中身でございますので、予備費を流用してとかというものに使えるほどの額がございません。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　ただいまの山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

いわゆる国庫支出金の国庫補助金、道路橋梁国庫補助金、この中に3本ほど国庫事業入っておりますが、年度当初の早い時期、4月の中旬頃だと思うのですが、今ちょっと詳しい日付はちょっと持って手元にございませぬ。大変申し訳ありません。

以上です。

○議長（湯田健二君）　総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　交付税の確定月日ということでございますが、月日までにはちょっと確認しておりませんでしたので、ちょっと休議いただきまして、確認させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

（「休憩」の声あり）

○議長（湯田健二君）　10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　大体の月って分かりませんか、交付税。追加交付税とおっしゃいましたよね。そうすると、そんな昔ではないはずなのですが。

あと、道路橋梁云々かんぬんの国庫補助金も去年の4月の中旬ですか。だとすると、もう一年近く前に補助金が出ないと分かっていたわけですか。そこは、だからどうなっているのか。

○議長（湯田健二君）　町長。

○町長（星學君）　道路橋梁費国庫補助金については、当初予算では交付金事業が配付されると思って予算化している。ですから、これが、配付金が減額というか、割り振りだから、約22%ぐらいしか国庫補助金つかないのです、道路橋梁の補助金としては。その金額を当初予算から落としたということで、このような数字が大きく出ている内容でございます。

以上です。

○議長（湯田健二君）　総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　交付税の決定、おおよそだと分かるのですけれども、12月

10日前後というのは分かるのですが、正確な月日となると、10日のちょっと前だとは思いますが……

(何事か声あり)

○参事兼総務課長(湯田英幸君) いずれにしても10日前後です。

○議長(湯田健二君) 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) 10日前後と申しましたが、12月24日でございます。

○議長(湯田健二君) 町長、星學君。

○町長(星學君) 地方交付税の追加の額は、毎年3月議会に議員さんのほうから質問がありまして、そして3月の議会に入れるということに落ちていたわけ、今までは。だから、そういう今総務課長が言った日程的なこともございまして、ましてやその交付金の額が幾らになるかどうかというのは文書で来て初めて分かるのです。日付もいつ入るかというのも分からないので、その辺は了解していただきたいと思います。

以上です。

○議長(湯田健二君) 10番、山名田久美子君。

○10番(山名田久美子君) 分かりました。

○議長(湯田健二君) よろしいですか。

○10番(山名田久美子君) はい。

○議長(湯田健二君) 9番、星邦一君。

○9番(星邦一君) 1点だけお尋ねしますけれども、73ページ、そちらの2項道路橋梁費の3目の14節の工事請負費3,050万円、これが減額ということで、道路新設改良工事、これというのは当初予算どのぐらいの金額だったのか。

それと、これは何か所かあったのか、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

○議長(湯田健二君) 町長、星學君。

○町長(星學君) これも、社総金と言われる道路事業を入れておいたはずですよ。ですから、その事業費が国の決定が配分額が少なくなったので、この3,050万円ですか、の減額だと私は思うのですが、そうでしょう。

あと何本、それはあったのだ。今建設課長がお答えします。

○議長(湯田健二君) 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長(玉川武之君) ただいまの星邦一議員のご質問にお答えしたいと思います。

道路新設改良費につきましては、当初8,400万円ほど計上してございました。中身については、落合1号線ほか張平、倉村、檜原、大松川、それぞれの路線がございまして、この中に左走の改良費が入ってございました。今ほど町長申しましたが、地方交付金のいわゆる社総金が大きく減額したため、工事費の大きな減になっているという内容でございます。よろしくお願いします。

○議長(湯田健二君) 9番、星邦一君。

○9番(星邦一君) これ単純に見て、何かかなり予算取って、請け差なのかなという感じ

で私見たので、今町長の内容、建設課長の答弁でよく分かりました。ありがとうございます。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第12号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号 令和6年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午後 1時58分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午後 2時10分）

日程第30 議案第68号 令和7年度下郷町一般会計予算

日程第31 議案第69号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第32 議案第70号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第33 議案第71号 令和7年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第34 議案第72号 令和7年度下郷町簡易水道事業会計予算

日程第35 議案第73号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計予算

○議長（湯田健二君） この際、日程第30、議案第68号 令和7年度下郷町一般会計予算の件から日程第35、議案第73号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計予算までの6件を一括議題といたします。

以上6件につきましては、3月7日の本会議において予算特別委員会に付託され、その審査結果が委員会報告書として提出されております。

お諮りします。委員長の報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認め、予算特別委員会委員長の報告は省略することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会委員長報告に対する質疑は省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 令和7年度下郷町一般会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 令和7年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 令和7年度下郷町簡易水道事業会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36 議員提出議案第5号 下郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を 改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第36、議員提出議案第5号 下郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第5号 下郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長（湯田健二君） 日程第37、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。先刻全員協議会で了解を得た方法により、既に総務文教及び産業厚生
の両常任委員会で選出されており、さらには改正後の下郷町議会申合せ事項2、委員会
工程⑤の方法により、議長の指名で行うことになっておりますので、議会事務局長より
報告させます。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） それでは、ご報告申し上げます。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員に、まず令和6年度4月第1回会議で選出され、
3月7日開催の両常任委員会で再選となりました星昌彦君、山名田久美子君、湯田健二
君の3名に加え、産業厚生常任委員会から新たに星邦一君が選出されております。

以上で報告を終わります。

○議長（湯田健二君） お諮りします。ただいま議会事務局長報告の再選となりました星昌
彦君、山名田久美子君、私、湯田健二の3名に加え、産業厚生常任委員会より新たに星
邦一君を南会津地方広域市町村圏組合議会議員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました星昌彦君、山名田久美子君、星邦一君、私、湯
田健二を南会津地方広域市町村圏組合議会議員に決定します。

以上で上程された議案は全部終了いたしました。

日程の追加

○議長（湯田健二君） お諮りします。

過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発
効を求める意見書提出の陳情につきましては、3月7日に開催されました総務文教常任
委員会において審査を終了し、その結果について、総務文教常任委員会委員長より請願
・陳情審査報告書が提出されております。この件につきましては、去る2月28日開催の
議会運営委員会で協議された議事運営に沿って、直ちに日程に追加し、議題にしたいと
思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（湯田健二君） これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田純朗君。

○総務文教常任委員長（湯田純朗君） 総務文教委員会委員長の湯田純朗でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第93条第1項の規定により報告申し上げます。

「記」といたしまして、付託年月日、令和7年3月7日。件名、陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和7年3月7日。出席委員は、星昌彦君、小玉智和君、佐藤勤君、星和志君、湯田健二君、そして私であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（湯田健二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件は採択することに決定いたします。

日程の追加

○議長（湯田健二君） 今ほど採択になりました福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については、去る2月28日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って、直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程、議員提出議案を配付します。

(資料配付)

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第2 議員提出議案第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

○議長（湯田健二君） 追加日程第2、議員提出議案第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

(「議長」の声あり)

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 全て終了して、皆さんお疲れのところ大変申し訳ございませんが、ちょっと1点だけ提案したいことがありまして、この場を借りて説明させていただきます。

先月2月7日に開催されました2月会議において欠席された議員がいらっしゃいました。それぞれ理由があって欠席された方もいらっしゃるのですが、その1つにこちらの議会を欠席し、個人で中央要望に行ったということをお聞きしたのです。そういったこ

とが許されるのかどうか、その点についてやはり我々議員も含めちゃんとやっていかなければいけないのではないかなと思ひまして、今回提案させていただきました。

○議長（湯田健二君） ただいま10番、山名田久美子議員の質問に対しましては、早急に対応したいというふうに考えておりますので、ご了承願いたいと思いますが、よろしいですか。

山名田君。

○10番（山名田久美子君） まず、2月のことでしたので、早い議会となるとこの3月議会でしたので話をさせていただいたのですが、やはり次期6月までなんていうことは言っていられないと思いますので、早めに全員協議会とか、あるいは4月議会とかあった場合にやはりきちんとやっていただきたいと思います。それで必要であればこちらとしてはいろいろ意見書も出させていただくことも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 了解しました。そういうことで進めていきたいと思ひます。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） 以上で令和6年度下郷町議会3月の日程は全部終了しました。これにて散会します。（午後 2時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月17日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員